

健康食品調査（インドネシア）

2014年12月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジャカルタ事務所
農林水産・食品調査課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

0.	はじめに.....	4
0.1	日本の健康食品に関する制度について.....	4
0.2	本報告書における「健康食品」の定義.....	4
1.	インドネシアにおける公的な定義、分類.....	5
1.1	口に入るものの分類：「医薬品」と「食品」.....	5
1.2	食品分類.....	5
1.3	健康食品分類.....	5
	(1) 特定加工食品.....	6
	(2) 栄養の補給や高さを強調した食品.....	6
	(3) 健康への影響を強調した食品.....	6
	(4) サプリメント.....	6
1.4	分類一覧表.....	9
2.	流通に関する規制.....	10
2.1	販売（根拠法と罰則、ライセンス、必要書類、手続きなど）.....	10
	(1) 特定加工食品と栄養／健康強調食品.....	10
	(2) フードサプリメント.....	12
2.2	輸入.....	15
	(1) 特定加工食品と栄養／健康強調食品.....	15
	(2) サプリメント.....	17
2.3	サンプル持ち込み.....	17
3.	表示に関する概要.....	20
3.1	栄養／健康強調食品.....	20
	(1) 効果・効能の表示.....	20
	(2) 栄養素の機能を表示.....	26
	(3) 栄養素を含むことの表示.....	30
	(4) 栄養素が高いことの表示.....	31
	(5) 栄養素が低いことの表示.....	31
	(6) 栄養素を含まないことの表示.....	32
	(7) 商品名、商品ロゴとの関係.....	33
3.2	サプリメント.....	35
4.	市場動向.....	37
4.1	概況.....	37
4.2	市場規模.....	41
4.3	主な関連企業.....	43
	(1) 製造.....	43
	(2) 輸入.....	44
	(3) 小売.....	45
4.4	商品例.....	46
	(1) 栄養／健康強調食品.....	46
	(2) フードサプリメント.....	49
4.5	販売チャンネル.....	55
4.6	店舗インタビュー.....	56
5.	流通経路.....	57
6.	失敗・トラブル例.....	58

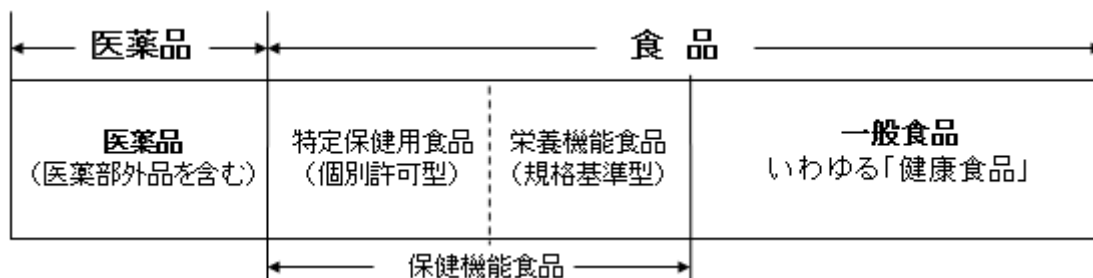
0. はじめに

0.1 日本の健康食品に関する制度について

日本において、「健康食品」の法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指している。従って、HS 分類や JAS 法でも「健康食品」という項目は存在しない。食品において健康や栄養に関する表示を行える制度は、①栄養成分の量や熱量等の表示をする場合の基準である「栄養成分表示」（当該栄養成分が「高い」、「低い」などの強調表示を含む）、②栄養成分（ビタミン・ミネラル）の機能を表示する「栄養機能食品」（「カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です」など）、③特定の保健の用途に資する旨を表示する「特定保健用食品」（「おなかの調子を整えたりするのに役立つ」など）がある。

「栄養機能食品」および「特定保健用食品」以外の食品には、保健の機能や栄養成分の機能の表示をすることができない。

図 1：日本の制度・分類



出所：厚生労働省ウェブページ

0.2 本報告書における「健康食品」の定義

前項のとおり、「健康食品」には明確な定義が存在しないことから、本報告書では便宜上、「広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般」と定義する。

1. インドネシアにおける公的な定義、分類

1.1 口に入るものの分類：「医薬品」と「食品」

口に入るものの分類としては、「医薬品」と「食品」に分けられる。

2009年10月13日付第36号保健法によると、「医薬品」(obat)の定義は以下のとおりである。

診断、予防、治癒、回復、健康の向上、避妊の枠組みにおける原料あるいは混合原料。生物学的体系や病理学的状態に影響を与えたり調べたりするために使用される生物学的製品を含む。

一方、「食品」(pangan)は、2012年11月16日付第18号食品法によると、以下のとおり定義されている。

加工・非加工の別なく、人間の消費する食品や飲料として供される、農作物、農園作物、林産物、水産物、畜産物、水域産物、水の生物学的な源を出自とするものすべて。食品添加物、食品原材料、および食品や飲料の提供、加工および/あるいは製造のプロセスにおいて使用されるその他の原料も含む。

1.2 食品分類

上記2012年第18号食品法によると、食品は生鮮食品、および加工食品に分けられる。さらに、食品の安全性と品質、栄養についての2004年10月5日付第28号政令は、生鮮食品と加工食品のほか、特定加工食品、添加物も定義している。それぞれの定義は次のとおり。

- (1) 生鮮食品 (pangan segar)
直接消費できる、および/あるいは食品加工の原材料となり得る、加工がされていない食品のこと。
- (2) 加工食品 (pangan olahan)
添加物のあるなしにかかわらず、特定の方法やメソッドで加工された食品や飲料のこと。
- (3) 特定加工食品 (pangan olahan tertentu)
特定のグループの健康状態を維持・向上するために消費される加工食品のこと。
- (4) 添加物 (bahan tambahan pangan)
食品の性質や形態に影響を与えるべく食品に添加されるもの。

1.3 健康食品分類

インドネシアにおいて「健康食品」という法的な定義は存在しないが、上記1.2の食品のうち、いわゆる健康食品に相当するのは特定加工食品であろう。また、このほか、要件を満たすことにより、健康に関する一定の表示が許可されている。

(1) 特定加工食品

前項の食品の安全性と品質、栄養についての 2004 年第 28 号政令の註解には、特定加工食品について次のような説明がなされている。

特定加工食品とは、特定のグループの消費のための加工食品で、例えば乳児用粉ミルク、妊婦や授乳中の母親に必要とされる食品、特定の疾病罹患者のための特別な食品、その他人間の健康クオリティの向上に大きな影響を有する同類のもの

(2) 栄養の補給や高さを強調した食品

加工食品のラベルと広告におけるクレームの監督についての 2011 年 12 月 1 日付国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909 は、加工食品の中でも特にその特徴を強調した食品の表示について、栄養の補給や高さをうたうこと、および健康によいことを強調することを認めている。うち、特に栄養について強調した加工食品（以下、本稿では便宜上「栄養強調食品」と呼称する）は、栄養素の含有について強調したものと、栄養素の比較を強調したものとに分けられている。

(3) 健康への影響を強調した食品

(2) で述べたうち、特に健康についてうたった加工食品（以下、本稿では便宜上「健康強調食品」と呼称する）は、以下の 3 つに分けられている。

- ① 栄養素の機能を強調した食品
- ② 他の機能を強調した食品（食物繊維、フィトステロール（植物ステロール）とフィトスタノールなどの機能）
- ③ 疾病リスクの軽減を強調した食品

さらに、上記の②および③の食品を機能的食品（Pangan Fungsional）に分類すると定められている。2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909の機能的食品の定義は、以下のとおりである。

科学的検証に基づき、その基本的な機能のほかに特定の病理学的機能を有する食品コンポーネントを1つあるいは複数含有する加工食品。危険ではなく、健康に利することが立証されていることが条件

(4) サプリメント

国家食品・医薬品監督庁のサイトでは、食品とも医薬品とも別にフードサプリメント（suplemen makanan）の登録項目を設けている。フードサプリメントの監督規定を定めた 2004 年 8 月 9 日付国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 05. 23. 3644 は、食品同様保健法も食品法も参照しているものの、インドネシア語で pangan と呼ばれる、いわゆる食品の用語を使用せず、インドネシア語で食べ物という意味の makanan という単語を配することで、食品とは一線を画すものと位置付けているようである。同規則におけるフードサプリメントの定義は次のとおりである。

(植物・非植物からの出自であることを考慮せず) ビタミンやミネラル、アミノ酸、他の原料を1つあるいは複数含有し、栄養価および/あるいは集中的な数量の機能的効果を持って、必要な食用栄養素を補給するための製品のこと

さらに、フードサプリメントの条件を次のように定めている。

- a. 品質基準や安全条件、その他の定められた条件を満たした原料を使用している
- b. その効能が成分構成から評価でき、および/あるいはデータで立証される
- c. 適正製造規範 (GMP) に従って生産されている
- d. 完全で客観的、正確で難しくない情報を記載した表示がなされている
- e. 食品用でないピルやタブレット、カプセル、粉末、粒状、半固形、液状の形態をとる

一方、医薬品との線引きは、ビタミン、ミネラル、アミノ酸、その他の原料の含有量で、これらの含有量が 2004 年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 05. 23. 3644 の添付で定められた上限内であればフードサプリメント、この上限を超えれば医薬品となる。たとえば、ビタミン C の含有量が 1,000mg までであればフードサプリメントであるが、1,000mg を超えると医薬品である。各栄養素の上限は次のとおりである。

① ビタミン・ミネラル

No.	名称	1日当たりの摂取量上限	備考
1	ビタミン A	5,000 UI (1,500 mcg)	
2	ベータカロチン	15 mg (20,000 UI)	
3	ビタミン B1	100 mg	
4	ビタミン B2	50 mg	
5	ビタミン B3		
	- ナイアシン	100 mg	
	- ニコチンアミド	250 mg	
6	パントテン酸	100 mg	
7	ビタミン B6	100 mg	
8	ビタミン B12	200 mcg	
9	ビオチン	500 mcg	
10	葉酸	800 mcg	妊婦用 最大 1000 mcg
11	ビタミン D	400 UI	
12	ビタミン E	400 UI	
13	ビタミン C	1,000 mg	
14	ビタミン K	500 mcg	
15	鉄分	30 mg	
16	ホウ素	3 mg	
17	リン	1,200 mg	

18	カリウム	50 mg	
19	カルシウム	1,200 mg	
20	クロミウム	200 mcg	
21	マグネシウム	600 mg	
22	マンガン	5 mg	
23	モリブデン	75 mcg	
24	セレンウム	200 mcg	妊婦、授乳中の女性用、最大 60 mcg
25	銅	3 mg	
26	バナジウム	20 mcg	
27	ヨード	150 mcg	
28	亜鉛	30 g	

② アミノ酸

No.	名称	1日当たりの摂取量上限	備考
1	グルタミン	2,000 mg	
2	グルタチオン	600 mg	
3	イノシトール	200 mg	
4	カルニチン	2,000 mg	
5	コエンザイム Q 10	100 mg	
6	コリン	3,000 mg	
7	L-アルギニン	1,000 mg	
8	ロイシン	500 mg	
9	リシン	1,000 mg	
10	メチルシステイン	200 mg	
11	システイン	1,500 mg	
12	タウリン	3,000 mg	
13	チロシン	1,500 mg	

③ その他

No.	名称	1日当たりの摂取量上限	備考
1	ビオフラボノイド	200 mg	
2	キトサン	1,500 mg	
3	フッ素	0.7 mg	5歳以下の幼児用
		1.5 mg	青年用
		3 mg	成人、妊婦、授乳中の女性用
4	グルコサミン	1,500 mg	
5	カフェイン	150 mg	最低3分量に分割

6	コンドロイチン硫酸	1,200 mg	
7	メチルサルフォニル メタン	3,000 mg	
8	シリカ	2.4 mg	混合形状

ただし、下に見るように、サプリメントを輸入する会社には医薬品調達分野の輸入業者許可を有していることが義務付けられている（2-1（2）参照）のに対し、関税率表ではフードサプリメントはHSコード2106番台「加工された食品（Olahan Makanan）」に分類されている。輸入面において、輸入業者許可の点ではサプリメントは医薬品の範疇としてとらえられている一方、関税率表上では食品の範疇でとらえられており、ちぐはぐな印象を受ける。

HS CODE	BM (TAX)	Uraian Id (Id Description)	Uraian En (En Description)
2106		Olahan makanan yang tidak dirinci atau termasuk dalam pos lainnya.	Food preparations not elsewhere specified or included.
210690		- Lain-lain:	- Other:
2106907000	5%	- - Suplemen makanan	- - Food supplements

なお、最近の国家食品・医薬品監督庁長官規則ではフードサプリメントではなく、健康サプリメント（suplemen kesehatan）と記載されているものがあるが、流通禁止となる伝統生薬やサプリメントの原料についての2014年7月16日付国家食品・医薬品監督庁長官規則第10号では、「本令より前に登録が承認されたフードサプリメントは、本令で言う健康サプリメントとして理解される」とする条項があり、従来のフードサプリメントと最近の健康サプリメントはほぼ同じものと理解してよいと考えられる。

1.4 分類一覧表

本章の内容を整理すると、以下のとおり分類される。

口に入るもの										
添加物	生鮮食品	食品						その他		医薬品
		加工食品						サプリメント	伝統生薬	
		特定加工食品			栄養強調食品		健康強調食品			
		健康向上を目的とした食品	特定の疾病患者のための食品	乳幼児・妊婦・授乳中の母親のための食品	含有栄養素を強調	栄養素の比較を強調	栄養素の機能を強調	機能的食品 その他機能を強調 疾病リスクの緩和を強調		—
		なし	なし	—	A エネルギー	A プロテイン	A 食物繊維	なし	A ビタミン、ミネラル、アミノ酸、炭水化物、プロテイン、脂肪、その他の原料を1種類あるいは複数含む B Aの原料に加え、他の天然原料を1種類あるいは複数含む	
					B 脂肪	B ビタミンA	B.フィトステロール			
					C コレステロール	C ビタミンB類	C.フィトスタノール			
					D 糖分	D ビタミンC				
					E ナトリウム	E カルシウム				
					F プロテイン	F 鉄分				
					G ビタミン	G ヨード				
					H ミネラル					
					I 食物繊維					

2. 流通に関する規制

2.1 販売（根拠法と罰則、ライセンス、必要書類、手続きなど）

(1) 特定加工食品と栄養／健康強調食品

特定加工食品と栄養／健康強調食品の販売管理は一般の加工食品と同様に行われている。2012年第18号食品法によると、加工食品の流通には流通許可（Izin Edar）の取得が義務付けられており、故意に流通許可を取得せずに加工食品を販売する事業者には、禁固最長2年、罰金最大40億ルピアが科されるとされている。

また、2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09955 は、虚偽の登録をした、登録内容と異なる商品を販売した、などの登録違反を犯した事業者には、警告書の発行、流通の一時禁止、活動の一時停止、登録承認書の抹消といった罰則が科されるとしている。

流通許可は、国家食品・医薬品監督庁へ該当食品を登録することで取得される。加工食品の登録についての2011年12月5日付国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09955、および加工食品の登録手順についての同 No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09956 は、加工食品は事前に国家食品・医薬品監督庁に登録し、登録承認書を取得することを義務付けている。この時、食品の登録番号が付与され、これを記載したラベルの承認も行われる。

加工食品の登録は、ラベルのデザイン、包装の種類、成分、製造者の名称や住所ごとに行う。登録申請は、輸入品は輸入者あるいはディストリビューターが、国産品の場合は製造者あるいは契約供与者（契約生産の場合）が行うが、これら業者が輸入業あるいは販売業、または製造業の事業認可を取得していること、該当する加工食品を輸出する海外の会社からの指名書を保有していること（輸入品の場合）、法規に準じた食品販売の条件を備えていること、が条件となる。一方、登録しようとする加工食品は、安全（微生物や化学物質などの含有量が基準以下）と品質、そして栄養素についての基準を満たし、ラベルの表示条件を満たしていなければならない。

加工食品の登録は、次の手順で行われる。

① 生産／販売設備の監査を受ける

当該の加工食品の製造者、輸入者あるいは販売者が所在する地域を管轄する国家食品・医薬品監督庁の地方事務所で、生産／販売設備の監査を受ける。監査は加工食品の登録ごと、同じ種類の食品ごとに1回受ける。種類が違う加工食品であれば別途監査が必要になる。監査結果は申請者に通知され、同時にコピーが食品検査認証局に送付される。

② 登録申請

加工食品の登録申請は、加工食品の電子登録の実施についての2013年2月18日付国家食品・医薬品監督庁長官規則2013年第1号により、電子登録を通じて行われることになった（e-Registration）。このため、新規の申請者は申請前にまず、

ユーザーID とパスワードを取得しなければならない。国家食品・医薬品監督庁のサイト <http://www.pom.go.id> にアクセスして必要なデータをエントリーし、それを証明する以下の書類をアップロードする。

- a. 申請書
- b. 責任者の誓約書
- c. 輸入業者認定番号 (API、輸入を行う場合)
- d. 事業許可
- e. 納税者番号 (NPWP)
- f. 公正証書化された輸入委任状 (輸入を行う場合かつ輸入を委任する場合)
- g. 輸入予定の加工食品の HS コード・リスト (輸入を行う場合)

国家食品・医薬品監督庁は、これらを審査した後、ユーザーID とパスワードを発行する。

次に、取得したユーザーID とパスワードを用いて国家食品・医薬品監督庁のサイト (<http://www.pom.go.id>) 中の「e-Registration アプリケーション」にアクセスする。ここに必要なデータを記入した後、必要書類を提出することで申請を行う。

上記 2011 年 12 月 5 日付国家食品・医薬品監督庁長官規則

No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09955 および同 No. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09956 によると、申請に必要な書類は次のとおりである。

- a. 事業許可
- b. 輸入業者認定番号 (API、輸入食品の場合)
- c. 該当する加工食品を輸出する海外の会社からの指名書 (輸入食品の場合)
- d. 衛生証明 (Health Certificate) または販売許可証明 (Certificate of Free Sale) (輸入食品の場合)
- e. ①の生産／販売設備監査の結果
- f. 会社間の関係を示す証明書 (必要であれば)
- g. 使用する成分あるいは原料のリスト
- h. 特定の原料に関する説明書
- i. 生産工程、または適正製造規範 (GMP) / 危害要因分析必須管理点 (HACCP) の認証
- j. 最終製品の分析証明 (Certificate of Analysis)
- k. 保存期間に関する情報
- l. 製品コードに関する情報
- m. ラベルのデザイン

その他必要に応じて、商標認証、インドネシア国家規格 (SNI) 認証、有機認証、遺伝子組み換え作物 (GMO) 不使用の説明、放射能照射の説明、食品ラベルにおけるハラール表示の合意書、などが必要になる。

③ 書類審査

上述の国家食品・医薬品監督庁長官規則 2013 年第 1 号によると、書類審査には 10 稼動日を要することになっている。

審査の結果、申請受理となった場合、申請者には審査継続のための銀行支払案内書が送付される。1 カ月以内にこの支払い手続きを行い、銀行送金の証明書を国家食品・医薬品監督庁に送付する。

追加あるいは確認のための書類・データの提出が求められた場合は、要請から 7 稼動日以内に提出する。

④ 継続審査

食品の安全性や品質、栄養素について基準を満たしているかなどを確認する。

審査期間は食品の種類により 60 稼動日から 150 稼動日とされており、審査結果に従い「登録承認」あるいは「登録拒否」の結果が決定される。

審査で追加データが必要とされた場合は、国家食品・医薬品監督庁より要請書が発行されてから 50 日以内に提出のこと。

⑤ 登録承認書の発行

④の終了から 4 稼動日以内に登録承認書が発行される。

この時、ラベル記載内容と食品登録番号が付与される。海外生産品の登録番号は「BPOM RI ML…」で、国内生産品は「BPOM RI MD…」で始まる。この番号は消費者に分かりやすいように商品ラベルに記載されなければならない。

⑥ 登録承認書の引き渡し

最終ラベル案と登録手数料支払い証明を提出して、登録承認書を受け取るることができる。登録承認書の有効期間は 5 年間で、延長が可能である。

(2) フードサプリメント

一方、上記 2004 年 国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 05. 23. 3644 は、フードサプリメントもまた、国家食品・医薬品監督庁へ製品を登録して流通許可を取得することを義務付けており、2005 年 3 月 2 日付 国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 05. 41. 1381 にてフードサプリメントの登録手順を定めている。

これによると、以下がそれぞれ登録申請を行う。

- 国産のフードサプリメントの登録は、それを製造する医薬品会社、伝統生薬会社、食品会社
- ライセンス生産されているフードサプリメントは、ライセンスを受け取った医薬品会社、伝統生薬会社、食品会社
- 契約サプリメントは契約を供与した医薬品会社、伝統生薬会社、食品会社、サプリメント販売事業体

これら医薬品会社、伝統生薬会社、食品会社、サプリメント販売事業体は少なくとも品質試験ラボラトリー、および責任者となる薬剤師を有していなければならない。

一方、輸入サプリメントは、原産国の製造元から直接指名を得た医薬品会社、伝統生薬会社、食品会社、あるいはフードサプリメント販売事業体が登録申請するもので、これら医薬品会社、伝統生薬会社、食品会社、あるいはフードサプリメント販売事業体には、医薬品調達分野の輸入業者許可を有していることが義務付けられる。また海外の製造元には、適正製造規範（GMP）の条件を満たしていることを、原産国政府あるいは認証機関発行の証明書で証明できることが義務付けられている。必要であれば国家食品・医薬品監督庁担当官が立ち入り検査を行うこともある。

さらに、特許保護されたフードサプリメントは特許権者である医薬品会社、伝統生薬会社、食品会社、フードサプリメント販売事業体、あるいは特許権者の委任者、特許権が移転した場合はその移転先の者が登録申請を行う。特許権は特許証明書で証明されなければならない。

フードサプリメントの登録は、次の手順で行われる。

① 登録申請

国家食品・医薬品監督庁が用意している申請フォームあるいは登録ディスクレットに、次ページに示すような書類と補完書類を添付して提出する。補完書類は、以下 a. および b. から成り、この他、c. および d. も添付する。登録は有料である。

- a. 品質・技術についての書類
- b. 立証の種類とレベルに応じた、効能を証明する書類
- c. 流通時に使用が予定されている内外すべての包装（カラー）
- d. フードサプリメントについての情報を記載したパンフレット

2005年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 05. 41. 1381 は古い法令なので記載がないが、同庁のサイトを見ると現在はフードサプリメントも電子登録が進められており、加工食品の登録の場合と同様、申請者は登録申請前に同庁のサイトでユーザーID とパスワードを取得しなければならない（(1) ②参照）。

	インドネシア産サプリメント			輸入サプリメント
	非ライセンス生産	ライセンス生産	契約生産	
医薬品産業、伝統生薬産業、食品産業、フードサプリメント販売事業体、あるいは医薬品輸入業者の許可	○	○ (注 1)	○ (注 2)	○
適正製造規範（GMP）証明	○	○	○	○ (注 3)

当該製品が原産国で製造され流通していることを表明した原産国政府発行の証明書	--	○	--	○
ライセンス／契約生産についての契約書	--	○	○	--
原産国の製品保有者またはフードサプリメント産業からの指名書	--	--	--	○
技術責任者としての薬剤師の許可	○	○	○	○
フードサプリメントのサンプル、テスト 3 回分	○	○	○	○
表示デザイン	○	○	○	○
広告デザイン	○	○	○	○

(注 1) ライセンス供与者とライセンス受領者両方の許可。ライセンス供与者の許可には、品質・技術を証明する書類を添付。

(注 2) 契約供与者と契約受領者両方の許可。契約供与者の許可には、品質・技術を証明する書類を添付。

(注 3) 原産国の製造業者の GMP 証明。

② 書類審査

上述で提出された申請書類の審査が行われ、登録カテゴリーが決定される。カテゴリーは、ビタミン、ミネラル、アミノ酸、炭水化物、プロテイン、脂肪、その他の原料、他の天然原料の含有状況に応じて決定される。

書類審査の結果は文書にまとめられ、登録者に通知される。

期間は、書類が不備なく受け付けられてから、新規登録で 20 稼働日、変更登録は 10 稼働日とされている。

a. 本審査

国家食品・医薬品監督庁が設置したサプリメント審査委員会およびサプリメント審査国家委員会による継続審査が行われる。内容は主に該当フードサプリメントの品質・安全性・効能の確認で、②で決まった登録カテゴリーごとに審査経路が異なる。

b. 決定書の発行

③の審査の結果、フードサプリメントの品質・安全性・効能の条件が満たされたと見なされた申請に対し、決定書が発行される。期間は登録カテゴリーごとの審査経路により、登録書類が不備なく受け取られてから7～60稼働日と異なる。

この際、フードサプリメントの登録番号＝流通許可番号が付与される。登録番号は、国産品の場合は「POM SD…」で始まり、中でもライセンス生産されているものは「POM SL…」で始まる番号を有する。輸入品は「POM SI…」で始まる。

登録承認の有効期間は5年間で、再登録による延長が認められている。

フードサプリメントの場合、流通許可取得後1年以内に当該サプリメントの製造あるいは輸入を行うことが義務付けられており、その製造・輸入1カ月前までに、市場に流通する最終包装を国家食品・医薬品監督庁長官宛てに提出することとされている。

2005年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 05. 41. 1381 は、以下の場合に流通許可が抹消されるとしている。

- 国家食品・医薬品監督庁の検査やモニタリングで条件を満たしていないことが判明した
- 国家食品・医薬品監督庁に承認されたのと表示が異なる
- 規定違反のプロモーションが行われた
- 流通許可取得後1年以内の製造／輸入・製造・輸入開始1カ月前までの最終包装のBPOM提出・6ヶ月ごとの製造・輸入活動報告の義務が遂行されていない
- 2年間継続して製造・輸入を行わなかった
- 医薬品産業・伝統生薬産業・食品産業・フードサプリメント販売事業体の許可が取り消された
- 流通許可保有者がフードサプリメント製造・輸入違反を犯した

また同令違反には、警告書の発行、サプリメントの市場からの回収、サプリメント製造・輸入・ディストリビューション・保管・運送・引渡し活動の一時停止、流通許可の凍結・取り消し、の措置が科される。

2.2 輸入

(1) 特定加工食品と栄養／健康強調食品

特定加工食品と栄養／健康強調食品の輸入管理もまた、一般の加工食品と同様に行われる。

HSコード10桁ベースで食料・飲料品219品目の輸入については、一般の輸入に必要な商業省の輸入業者認定番号（外国投資会社の場合は投資調整庁（BKPM）が発行）、商業省の会社登録証、財務省関税総局の通関基本番号、納税者番号、等を保有していることのほか、10桁のHSコードによっては2012年12月27日付商業大臣規則No. 83/M-DAG/PER/12/2012（2013年9月30日付商業大臣規則No. 61/M-DAG/PER/9/2013および2014年7月3日付商業大臣規則No. 36/M-DAG/PER/7/2014にて変更）により、2015年末までに限り商業大臣より特定製品登録輸入業者（IT-Produk Tertentu）の指名を受けることが義務付けられている。この期限は延長の可能性があり、今後注意が必要である。

特定製品登録輸入業者の指名を受けるには、下記の書類を添付して商業省の商業サービスユニット (UPP) 調整・実行官宛てに申請し、特定製品登録輸入業者 (IT-Produk Tertentu) としての指名書を受け取ることになっている。

- a. 輸入業者認定番号 (API) コピー
- b. 商業省の会社登録証 (TDP) コピー
- c. 納税者番号 (NPWP) コピー
- d. 通関基本番号 (NIK) コピー
- e. 向こう1年間の輸入計画、数量・輸入品の種類・HSコード・目的港など

これら特定製品の輸入に際しては、輸出国での船積み前検査が義務付けられている。また、搬入港は次の主要都市の港か国際空港に限られている。

- a. 海洋港：
ブラワン港 (北スマトラ州メダン)、タンジュンプリオク港 (ジャカルタ)、タンジュンマス港 (中部ジャワ州スマラン)、タンジュンペラック港 (東ジャワ州スラバヤ)、スカルノハッタ港 (南スラウェシ州マカッサル)、チカラン・ドライポート (西ジャワ州チカラン)、ドゥマイ港 (リアウ州)、ジャヤプラ港 (パプア州)、タラカン港 (北カリマンタン州)、Krueng Geukuh 港 (アチェ州)、ビトゥン港 (北スラウェシ州)
- b. 空港：
クアラナム空港 (北スマトラ州メダン)、スカルノハッタ空港 (ジャカルタ)、アフマッドヤニ空港 (中部ジャワ州スマラン)、ジュアングダ空港 (東ジャワ州スラバヤ)、ハサヌディン空港 (南スラウェシ州マカッサル)

また、加工食品を含む HS コード 10 桁で 446 品目の食品に対しては、医薬品と食品の輸入監督についての 2013 年 5 月 6 日付国家食品・医薬品監督庁長官規則第 27 号により、国内搬入のたびに国家食品・医薬品監督庁長官から輸入承認を得ることが義務付けられている。

食品の輸入承認の申請もまた、国家食品・医薬品監督庁のサイトを通じて電子申請する。申請には次の電子書類が必要である。

- a. 流通許可承認書
- b. 分析証明：少なくとも bets 番号／ロット番号／製品コード、製造年月日および/あるいは消費期限を記載。分析証明の発行者が製造元により異なる場合は製造者名も
- c. インボイス
- d. パッキングリスト
- e. B/L あるいは AWB
- f. 国家食品・医薬品監督庁への手数料 (BNBP) 支払い証明
- g. 製品名についての製造元からの証明 (輸入書類に記載された製品名と流通許可に記載される製品名が異なる場合)
- h. 登録時に承認されたラベル
- i. 原産国の製造元からの証明 (輸出者と製造者が異なる場合)

- j. 農業省からの輸入推薦状（家畜からの加工食品の場合）
- k. その他証明書類

なお、インドネシアに輸入される加工食品は保存期間全体の最低 2/3 を残していないと
ならない。また、上記 2.1 の販売管理にあるラベルは、輸入品の場合、輸入時には商品に
添付されていないとしないため、輸入食品の上記 2.1 のような登録は、輸入開始前に済
ませておかないとしないことになる。

2012年第18号食品法によると、故意に流通許可を取得せずに加工食品を輸入する事業者
には、禁固最長2年、罰金最大40億ルピアが科されるとされている。さらに、国家食品・医
薬品監督庁長官規則2013年第27号は、食品の違反輸入には警告書の発行、輸入／流通活動
の一時停止、廃棄処分あるいは再輸出、流通許可の凍結、流通許可の取り消し、といった
罰則が科されるとしている。

(2) サプリメント

フードサプリメントの輸入については、上述商業大臣規則No. 83/M-DAG/PER/12/2012（商
業大臣規則No. 61/M-DAG/PER/9/2013および商業大臣規則No. 36/M-DAG/PER/7/2014にて変更）
の対象となっているため、上記の加工食品の場合と同様、一般の輸入に必要な商業省の輸
入業者認定番号（外国投資会社の場合は投資調整庁（BKPM）が発行）、商業省の会社登録
証、財務省関税総局の通関基本番号、納税者番号、等を保有していることのほか、2015年
末までに限り商業大臣より特定製品登録輸入業者（IT-Produk Tertentu）の指名を受ける
ことが義務付けられている。ただし、この期限は延長の可能性があり、今後注意すべきで
あろう。必要書類や手続きの手順は上記（1）と同じ。

ただし、搬入港はブラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港（ジャカ
ルタ）、タンジュンマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ
州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、チカラン・ドライポー
ト（西ジャワ州チカラン）、クアラナム空港（北スマトラ州メダン）、スカルノハッタ空
港（ジャカルタ）、アフマッドヤニ空港（中部ジャワ州スマラン）、ジュアンダ空港（東
ジャワ州スラバヤ）、ハサヌディン空港（南スラウェシ州マカッサル）に限られる。

サプリメントの輸入についての国家食品・医薬品監督庁長官規則は見当たらないが、医
薬品や伝統生薬、サプリメント、食品の原料輸入について定めた 2013 年 5 月 6 日付国家食
品・医薬品監督庁長官規則第 28 号（2014 年 6 月 26 日付国家食品・医薬品監督庁長官規則
第 8 号で変更）にてサプリメントの原料輸入についても輸入の都度、国家食品・医薬品監
督庁長官の輸入承認書を取得しなければならないとしていることから、サプリメント
の輸入も加工食品の場合と同様に、国内搬入のたびに国家食品・医薬品監督庁のサイト
から電子申請し、輸入承認を得ることが義務付けられていると考えられる（上述（1）参
照）。

2.3 サンプル持ち込み

サンプルの定義は、見本品輸入に対する関税と物品税の免除についての1997年3月31日付
財務大臣決定No. 140/KMK. 05/1997によると、展示会用などの無償の見本として限定された

数量・種類で輸入されるもので、生産品あるいは新製品を知るために使用されるのが目的で、かつ加工用であってはならず、また商業用に供されないことも絶対条件で、譲渡や販売、消費に供されてはいけない。この条件が満たされれば、サンプル品の一般輸入が可能と考えられる。食品の場合は賞味期限があるので、実際には航空クーリエサービスを通じた輸入、あるいは個人の手荷物としての持ち込みとなろう。

このうち、限定された数量・種類がどの程度であるかが気になるが、財務大臣決定No. 140/KMK. 05/1997では、1商標/モデル/タイプにつき3個までは関税免除で輸入が認められるとしている。

また、これ以上でも適切な数量・種類で、必要な関税を支払えば輸入が可能である。食品・医薬品・化粧品の輸入管理についての2013年国家食品・医薬品監督庁長官規則第27号が、旅行者がインドネシア滞在中に個人用で持ち込むと認められる範囲の食品や医薬品と認められる場合は、国家食品・医薬品監督庁から事前に流通許可を取得する必要はない、としている点、さらには前述の商業大臣規則No. 83/M-DAG/PER/12/2012（商業大臣規則No. 61/M-DAG/PER/9/2013にて変更）が、郵送品および/あるいは乗客・乗員の携行品として航空機で送付/持ち込まれたもので、FOB価格US\$ 1,500を超えない食品は輸入業者登録の指名や船積み前検査義務などを必要とせず、搬入地も限定されない、としている点は目安になろう。

このほか、一時輸入についての2011年9月5日付財務大臣規則No. 142/PMK. 04/2011によると、3年以内に再輸出される見本品は一時輸入品として、関税免除を申請して輸入することができる。この場合の見本品の条件は、以下のとおりである。下記の書類を添付の上、税関長宛てに必要事項を記載した免税措置申請を提出し、一時輸入許可書の発行を受ける。一時輸入許可後3カ月以内に、通関必要書類および一時輸入許可書に基づき通関申告を行う。本来課税されるべき関税額および輸入諸税に相当する保証を引き渡すことが義務付けられており、保証受領書を通関申告書に添付して税関長宛てに提出する。通関申告後はインドネシア国内への搬出となるが、輸入時に次の条件を満たす場合にのみ国内へ搬出することが認められる。

<見本品の条件>

- 使用により消滅することがない
- 当該品の内容が明瞭である
- 一時輸入期間中に変形しない（使用による消耗は除く）
- 当該品が再輸出されることを示す書類添付がある
- 当該品の使用目的が明瞭である

<税関長宛てに提出する免税措置申請の必要事項>

- 一時輸入品の種類、数量、特徴、予想通関価額
- 搬入港
- 一時輸入品の使途
- 使用場所
- 一時輸入期間

<添付書類>

- 上の必要記入事項について説明する書類
- 雇用契約や賃貸契約などについて説明する書類
- 再輸出誓約
- 添付書類が正確で、原本と相違ないことについての誓約書
- 申請者の身分を示す書類
- 許可に関する書類

3. 表示に関する概要

3.1 栄養／健康強調食品

加工食品の表示¹については、ラベル一般指針についての2003年12月4日付国家食品・医薬品監督庁長官決定No. HK 00. 05. 52. 4321に規定がある。表示は原則インドネシア語、アラビア数字、アルファベット表記で、次の記載が必須としている。このほか、食品によってはハラール、豚含有、アルコール含有、遺伝仕組み換え、放射線照射、などの表示も行う。

- a. 製品名と商品名
- b. 製造業者および輸入業者の名称と住所
- c. 原料品名/成分表記
- d. 賞味期限、製造日またはコード
- e. 内容量
- f. 国家食品・医薬品監督庁への製品登録番号

これら一般表示をした上で、栄養／健康強調食品はさらに次のような表示を行うことができる。2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909 は、栄養／健康強調食品について用途の表示を義務付けている。表示内容については特に定めはない。

このほか必要に応じて、準備・使用方法、摂取上限や摂取を回避すべきグループの警告なども表示しなければならない。

また、栄養／健康強調食品は食品の構成要素や栄養素の種類・数量・役割、食品の種類、1日に摂取すべき食品の量、バランスのとれた栄養摂取パターンなどにも注意を払わなければならないが、これらに制限されるものではないとしている。

(1) 効果・効能の表示

2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909 は、葉酸、カルシウム、アルコール糖／ポリオール、食物繊維、フィトステロール（植物ステロール）とフィトスタノール、ペプチドと大豆プロテイン、および大豆イソフラボンを含む加工食品について、次のような疾病リスクの低減を強調する表示を条件付き、警告文付きで認めている。

栄養素	疾病リスク低減の強調表示内容
葉酸	<ul style="list-style-type: none">• “Diet gizi seimbang dengan asupan asam folat yang cukup dapat mengurangi resiko terjadinya kegagalan pembentukan tabung syaraf (<i>neural tube defect</i>) pada janin” 「十分な葉酸を伴う栄養バランスのとれたダイエットは、胎児の神経管閉鎖障害の発症リスクを低減します」

¹栄養や健康を強調する食品について定めた 2011 年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909 は、加工食品の栄養や健康を強調することについて定めたもので、加工されていない食品（野菜・果実など）は対象とされていない。

	<ul style="list-style-type: none"> • “Asupan asam folat yang cukup apabila disertai dengan diet gizi seimbang dapat mengurangi resiko terjadinya kegagalan pembentukan tabung syaraf (<i>neural tube defect</i>) pada janin” 「十分な葉酸は、栄養バランスのとれたダイエットを伴う場合、胎児の神経管閉鎖障害の発症リスクを低減します」
	<p>条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当該の食品摂取で1日に必要な葉酸の100%を満たすこと • 当該の食品は、1日に必要な量の100%を超えるレチノールの形でのビタミンAあるいはプロ・ビタミンA、およびビタミンDを含まないこと • ラベルに次のような製品食用方法を表示のこと：“Produk sebaiknya dilarutkan dalam air matang yang memiliki suhu maksimal 40° C, karena pada suhu tinggi asam folat akan mengalami kerusakan” 「葉酸は高温で破壊されるため、40度までのお湯に製品をさらすことでよりよく摂取できます」
	<p>表示が義務付けられる警告：</p> <ul style="list-style-type: none"> • “Penyebab kegagalan pembentukan tabung syaraf (<i>neural tube defect</i>) adalah multi faktor” 「神経管閉鎖障害の原因は多方面にわたります」 • “Manfaat hanya dapat tercapai jika dikonsumsi sejak mempersiapkan kehamilan atau dalam masa kehamilan” 「妊娠準備期あるいは妊娠中より摂取いただいた場合のみ効果が現れます」
カルシウム	<p>“Konsumsi kalsium yang cukup sejak dini dapat membantu memperlambat terjadinya osteoporosis di kemudian hari apabila disertai dengan latihan fisik yang teratur dan konsumsi gizi seimbang” 「早い時期からの十分なカルシウムの摂取は、定期的な身体トレーニングと栄養バランスのとれた摂取を伴う場合、将来の骨粗鬆症の発症を遅らせます」</p> <p>条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当該の食品、1日に必要な年齢別カルシウム量の最低75%のカルシウムを含むこと • 当該の食品に含まれるリン濃度は、カルシウムの濃度を超えてはならない • カルシウムを身体の伸張（骨の長さ）に関連付けてはならない <p>表示が義務付けられる警告：</p> <ul style="list-style-type: none"> • “Maksimum asupan kalsium per hari 2500mg” 「1日のカルシウムの最大摂取量は2,500mgまで」

	<ul style="list-style-type: none"> 製品1回の摂取につき400mgを超えるカルシウムが含まれる場合、次の表示を伴う：“Konsumsi kalsium lebih dari 2000mg per hari tidak akan menambah keuntungan dalam menjaga kesehatan tulang” 「1日2,000mgを超えるカルシウムの摂取が骨の健康管理にプラスになることはありません」
アルコール糖／ポリオール	<p>“Gula alkohol/Poliol (manitol, silitol, maltitol, laktitol) dalam (nama jenis pangan) dapat membantu mengurangi resiko terjadinya karies gigi, apabila disertai dengan kebiasaan hidup sehat salah satunya adalah dengan perawatan gigi yang baik”</p> <p>「(食品種名)中のアルコール糖／ポリオール(マニトール、シリトール、マルチトール、ラキトール)は、良好な歯の管理を含む健康な生活習慣を伴う場合、虫歯の発症リスク低減を助けます」</p> <p>条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> 単糖、多糖を含まない 食品の包装に30立方センチ以下の表ラベルを伴い、次の警告表示を行う：“Pangan ini dapat membantu mengurangi resiko karies gigi” 「この食物は虫歯のリスク低減を助けます」 ポリオールを含有する食品を摂取した結果虫歯のリスクが低減するというような強調表示は認められない ポリオールを含有する食品摂取が虫歯のリスク低減のための唯一の方法であるというような強調表示は認められない <p>表示が義務付けられる警告：</p> <p>“Konsumsi gula alkohol/poliol lebih dari 20g per hari dapat menimbulkan efek laksatif”</p> <p>「1日20gを超えるアルコール糖／ポリオールの摂取により、軟便を起こすことがあります」</p>
食物繊維	<ul style="list-style-type: none"> “Pangan rendah lemak, rendah lemak jenuh dan rendah kolesterol, yang mengandung serat pangan larut (<i>Psyllium</i>, <i>beta glucan</i> dari <i>oats</i>, inulin dari <i>chicory</i> dan pektin dari buah-buahan), dapat membantu mengurangi resiko timbulnya penyakit jantung koroner, suatu penyakit yang berhubungan dengan multi faktor” 「低脂肪、低動物性脂肪、および低コレステロールの食品で、水溶性食物繊維(オオバコ、大麦のβグルカン、チコリのイヌリン、果実のペクチン)を含むものは、多方面に関係する疾病の一つである心筋梗塞の発症リスクの低減を助けます」 “Serat pangan (<i>Psyllium</i>, <i>beta glucan</i> dari <i>oats</i>, inulin dari <i>chicory</i> dan pektin dari buah-buahan), dapat membantu mengendalikan kadar gula darah pada penderita diabetes mellitus tipe II”

	<p>「食物繊維（オオバコ、大麦のβグルカン、チコリのイヌリン、果実のペクチン）は、II型糖尿病罹患者の血糖値コントロールを助けます」</p> <p>条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の条件を満たさなければならない： <ul style="list-style-type: none"> a. 当該食品の1回の摂取目安量当たり、脂肪総量は最大3gまで。あるいは1回の摂取目安量が50g未満の場合、脂肪含有量は50gあたり3gまで b. 当該食品の1回の摂取目安量当たり、動物性脂肪総量は最大1gまで、かつ動物性脂肪からのカロリーは最大15%まで。1回の摂取目安量が100g未満の場合、動物性脂肪含有量は100gあたり1gまで、かつ動物性脂肪からのカロリーは最大10%まで c. 当該食品の1回の摂取目安量当たり、コレステロール総量は最大20mgまで、あるいは1回の摂取目安量が50g未満の場合、コレステロール含有量は50gあたり20mgまで ● 1回の摂取につき水溶性食物繊維を最低0.6g含むこと ● 大腸がんに関連する表示は禁止 ● 大麦の水溶性食物繊維（βグルカン）を1日につき3g以上含有すること ● オオバコの種子殻に由来する水溶性天然繊維を、1日につき最低7g含有すること
<p>フィトステロール（植物ステロール）とフィトスタノール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● “Pangan yang mengandung sedikitnya 0,65gram fitosterol per sajian, dimakan dua kali sehari sehingga asupan total harian sedikitnya 1,3gram, sebagai bagian dari diet rendah lemak jenuh dan kolesterol, dapat membantu mengurangi resiko penyakit jantung koroner. Satu sajian (nama pangan) memberikan gram fitostanol” 「低動物性脂肪および低コレステロールのダイエットの一環として、1回の摂取目安量当たり最低0.65gのフィトステロールを含む食品を1日2回摂取してフィトステロールを1日最低1.3g摂取すると、心筋梗塞のリスク低減を助けます。（食物名）の1回の摂取で.....gのフィトステノールが供与されます」 ● “Diet rendah lemak jenuh dan kolesterol yang mencakup dua sajian pangan sehingga memberikan total harian sedikitnya 3,4gram fitostanol dalam dua kali makan dapat membantu mengurangi resiko penyakit jantung koroner. Satu sajian (nama pangan) memberikan ... gram fitostanol” 「1日2回の食用で最低3.4gのフィトステノールを供与する食物を含めた、低動物性脂肪および低コレステロールのダイエットは、心筋梗塞のリスク低減を助けます。（食品名）の1回の摂取

	<p>で……gのフィトステロールが供与されます」</p> <p>条件:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スプレッドとサラダドレッシングの場合、1回の摂取につきフィトステロールを最低0.65g含有のこと ● スプレッド、サラダドレッシング、スナックバー、乳酸飲料の場合、1回の摂取につきフィトスタノールを最低1.7g含有のこと ● 強調表示は、その準備に高温過熱を必要としない種類の食物にも有効である ● 次の条件を満たさなければならない: <ul style="list-style-type: none"> a. 当該食品の1回の摂取目安量当たり、脂肪総量は最大3gまで、あるいは1回の摂取目安量が50g未満の場合、脂肪含有量は50g当たり3gまで b. 当該食品の1回の摂取目安量当たり、動物性脂肪総量は最大1gまで、かつ動物性脂肪からのカロリー最大15%まで、1回の摂取目安量が100g未満の場合、動物性脂肪含有量は100g当たり1g、かつ動物性脂肪からのカロリーは最大10%まで c. 当該食品の1回の摂取目安量当たり、コレステロール総量は最大20mgまで、あるいは1回の摂取目安量が50g未満の場合、コレステロール含有量は50g当たり20mg ● 植物性油を含む食品の場合、当該の食品においてその植物性油がエステルステロールとエステルステノールの唯一の源である限り、「フィトステロール」と「フィトスタノール」という言葉を「植物性油のエステルステロールとエステルステノール」に変えることが認められる。 ● 特にスプレッドとサラダドレッシングの場合、「脂肪含有について栄養価情報を参照のこと」という表示を付記することで、脂肪含有量が50g当たり3gを超えることができる。ただし、食物50g中のフィトステロール含有量は0.65g、フィトスタノールは1.7gで変わらない。 ● サラダドレッシングを除き、最低栄養素の条件を満たさなければならない。
<p>ペプチドと大豆 プロテイン</p>	<p>”Diet rendah lemak jenuh dan kolesterol yang mengandung 25gram protein kedelai per hari dapat membantu mengurangi resiko penyakit jantung koroner. Satu sajian (nama pangan) memberikan …gram protein kedelai”</p> <p>「1日に大豆プロテイン25gを含有する低動物性脂肪および低コレステロールのダイエットは、心筋梗塞のリスクの低減を助けます。(食品名)1回の摂取で…gの大豆プロテインを供与します」</p>

	<p>条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1回の摂取で大豆プロテインを最低 6.25g 含むこと ● 次の条件を満たさなければならない： <ul style="list-style-type: none"> a. ナトリウムの含有量は最大 120mg b. 当該食品の1回の摂取目安量あたり脂肪総量は最大 3g、あるいは1回の摂取目安量が 50g に満たない場合は脂肪含有総量 50g 当たり 3g まで c. 当該食品の1回の摂取目安量あたり動物性脂肪総量は最大 1g まで、かつ動物性脂肪からのカロリーは最大 15%まで、1回の摂取目安量が 100g 未満の場合、動物性脂肪含有量は 100g 当たり 1g まで、かつ動物性脂肪からのカロリーは最大 10%まで d. 当該食品の1回の摂取目安量あたりコレステロール総量は最大 20mg まで、あるいは1回の摂取目安量が 50g 未満の場合、コレステロール含有量は 50g 当たり 20mg まで ● 1回の摂取目安量当たりの大豆プロテインの総量を表示しなければならない
大豆イソフラボン	<p>”Isoflavon kedelai (daidzein, daidzin, genistein, genistin) dapat membantu menurunkan kadar kolesterol dalam darah, sehingga dapat membantu mengurangi resiko timbulnya aterosklerosis dan penyakit jantung koroner”</p> <p>「大豆イソフラボン（ダイゼイン、ダイジン、ゲニステイン、ゲニスチン）は、血中コレステロール濃度の低減を助け、心筋梗塞や動脈硬化の発症リスクの低減を助けます」</p>
	<p>条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロテインあるいは大豆ペプチド（非イソフラボン構成要素として）を含み、純粋なイソフラボンでないこと ● 1回の摂取につき最低 5mg のイソフラボンを含有すること ● 次の条件を満たさなければならない： <ul style="list-style-type: none"> a. 当該食品の1回の摂取目安量あたり脂肪総量は最大 3g、あるいは1回の摂取目安量が 50g に満たない場合は脂肪含有総量 50g 当たり 3g まで b. 当該食品の1回の摂取目安量あたり動物性脂肪総量は最大 1g まで、かつ動物性脂肪からのカロリー最大 15%まで、1回の摂取目安量が 100g 未満の場合、動物性脂肪含有量は 100g 当たり 1g まで、かつ動物性脂肪からのカロリーは最大 10%まで c. 1回の摂取目安量あたりコレステロール総量最大 20mg まで、あるいは1回の摂取目安量が 50g 未満の場合、コレステロール含有量は 50g 当たり 20mg まで

表示が義務付けられる警告：
 “Disertai konsumsi pangan rendah lemak, rendah lemak jenuh dan/atau rendah kolesterol”
 「低脂肪、低動物性脂肪および／あるいは低コレステロールの食物摂取を伴う」

このほか、人工甘味料を含む食品については、2003年12月4日付国家食品・医薬品監督庁長官決定 No. HK 00.05.52.4321により、原料品名/成分表記に“pemanis buatan”（人工甘味料）と記載し、食品1kg当たりの量をmgで示すよう定めている。さらに“Baik untuk menderita diabetes dan atau orang yang membutuhkan makanan berkalori rendah”（糖尿病疾患患者および／あるいは低カロリー食品を必要とする者に適当）と表記する。

さらに、人工甘味料の使用条件についての2004年10月21日付国家食品・医薬品監督庁長官規則No. HK00.05.5.1.4547は、「歯垢の原因にならない」「糖尿病などの疾患患者用の食品である」といった表示を認めている。

(2) 栄養素の機能を表示

2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK.03.1.23.11.11.09909では、プロテイン、ビタミンA、B1、B2、B3、B6、B12、C、葉酸、カルシウム、鉄分、ヨードの機能を表示することが認められている。表示できる栄養素の機能の内容例は次表のとおりで、少なくとも当該要素「由来」と表示できる各栄養素の範囲を満たしていないとならない（下記（4）参照）。

栄養素	機能表示内容
プロテイン	“Protein membantu membangun dan memperbaiki jaringan tubuh” 「プロテインは身体ネットワークの構築・改善を助けます」
ビタミンA	“Vitamin A dapat membantu mempertahankan keutuhan lapisan permukaan” (mata, saluran pencernaan, saluran pernapasan dan kulit) 「ビタミンAは表面層の構成を維持するのを助けることができます」 (目、消化器官、呼吸器官および皮膚)
ビタミン B1 (チアミン)	“Vitamin B1 berperan sebagai koenzim perubahan karbohidrat menjadi energy” 「ビタミンB1は炭水化物をエネルギーに変えるコエンザイムの役割を持っています」
ビタミン B2 (リボフラビン)	“Vitamin B2 berperan sebagai koenzim perubahan karbohidrat menjadi energy” 「ビタミンB2は炭水化物をエネルギーに変えるコエンザイムの役割を持っています」
ナイアシン (ビタミン B3)	“Niasin berperan sebagai faktor pembantu dalam reaksi pembentukan energy dan pembentukan jaringan” 「ナイアシンはエネルギーとネットワークの形成リアクションにおい

	てサポートファクターの役割を持っています」
葉酸	<ul style="list-style-type: none"> • “Asam Folat penting untuk pertumbuhan dan pembelahan sel” 「葉酸は細胞の成長と分裂のために重要です」 • “Asam Folat berperan penting dalam pembentukan sel darah merah” 「葉酸は赤血球の形成において重要な役割を持っています」 • “Asam Folat membantu memelihara pertumbuhan dan perkembangan janin” (untuk produk khusus ibu hamil) 「葉酸は赤ちゃんの成長と発育の維持を助けます」(妊婦専用製品の場合)
ビタミン B6 (ピリドキシン)	<p>“Vitamin B6 merupakan salah satu faktor dalam metabolisme energy dan pembentukan jaringan” 「ビタミン B6 はエネルギーのメタボリズムとネットワークの形成におけるファクターの一つです」</p>
ビタミン B12 (コバラミン)	<p>“Vitamin B12 berperan sebagai koenzim dalam pembentukan asam nukleat misalnya pembentukan sel darah merah” 「ビタミン B12 は、赤血球の形成などに代表される核酸の形成においてコエンザイムの役割を持っています」</p>
ビタミン C	<p>“Vitamin C berperan dalam pembentukan dan pemeliharaan jaringan kolagen” 「ビタミン C はコラーゲンネットワークの形成と維持の役割を持っています」</p>
カルシウム	<p>“Kalsium berperan dalam pembentukan dan mempertahankan kepadatan tulang dan gigi” 「カルシウムは骨と歯を形成し、その強さを維持する役割を持っています」</p> <p><他の条件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1回の摂取目安量に 400mg を超えるカルシウムを含む製品の場合、「1日のカルシウム摂取が 2,000mg を超えても骨の強さの維持にさらなら効果は期待できません」(インドネシア語は “konsumsi lebih dari 2,000 mg per hari tidak akan menambah manfaat dalam menjaga kepadatan tulang”) と追加表示のこと 2. 食品中のリンの含有がカルシウムの含有を上回ってはならない
鉄分	<p>“Zat besi merupakan komponen hemoglobin dalam sel darah merah yang membawa oksigen ke seluruh bagian tubuh” 「鉄分は体全体に酸素を運ぶ赤血球の中のヘモグロビンの要素です」</p>
ヨード	<p>“Iodium penting dalam pembentukan hormone tiroid” 「ヨードは甲状腺ホルモンの形成に重要です」</p>

このほか、食物繊維、フィトステロール（植物ステロール）とフィトスタノールの機能を強調することも認められており、次のような表示例が 2011 年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909 にある。

No.	栄養素	機能強調内容
1	食物繊維	<p>1. 水溶性食物繊維（オオバコ、大麦の β グルカン、チコリのイヌリン、果実のペクチン）は、低動物性脂肪および低コレステロールのダイエットを伴う場合、血中コレステロール濃度を下げるのを助ける。</p> <p>2. 水溶性食物繊維（オオバコ、大麦の β グルカン、チコリのイヌリン、果実のペクチン）は、消化器官の機能維持を助ける。</p> <p>3. 水溶性食物繊維は、十分な水分補給を伴う場合、排便を容易にするのを助ける。</p> <p>条件：</p> <p>i) オオバコ、大麦、イヌリンおよびペクチンは、その構成要素と出自を記載しなければならない</p> <p>ii) 1 回の摂取目安量当たり最低 3g の繊維を含んでいること</p> <p>上記 1 の表示については、上の条件のほか、以下の条件も満たしていなければならない：</p> <p>a. 該当食品の 1 回の摂取目安量当たり脂肪総量は最大 3g まで、あるいは 1 回の摂取目安量が 50g 未満の場合、脂肪含有量は 50g 当たり 3g まで</p> <p>b. 該当食品の 1 回の摂取目安量当たり動物性脂肪総量は最大 1g まで、かつ動物性脂肪からのカロリーは最大 15% まで、1 回の摂取目安量が 100g 未満の場合、動物性脂肪含有量は 100g あたり 1g、かつ動物性脂肪からのカロリーは最大 10% まで</p> <p>c. 該当食品の 1 回の摂取目安量当たりコレステロール総量は最大 20mg まで、あるいは 1 回の摂取目安量が 50g 未満の場合、コレステロール含有量は 50g 当たり 20mg まで</p> <p>上記 3 の表示については、上の条件のほか、以下の条件も満たしていなければならない：</p> <p>a. 麦の水溶性食物繊維（β グルカン）を 1 日当たり 3g 以上含有</p> <p>b. オオバコの種子殻に由来する水溶性天然繊維を 1 日最低 7g 含有</p> <p>表示が義務付けられる警告：</p> <ul style="list-style-type: none"> • “Konsumsi pangan harus disertai dengan konsumsi pangan rendah lemak, rendah lemak jenuh dan/atau rendah kolesterol.”

		<p>「本食品の摂取は、低脂肪、低動物性脂肪、および／あるいは低コレステロール食品の摂取を伴わなければなりません。」</p> <ul style="list-style-type: none"> • “Konsumsi produk ini harus disertai dengan pola hidup sehat” 「本製品の消費は、健康的な生活スタイルを伴わなければなりません。」
2	<p>フィトステロール（植物ステロール）とフィトスタノール</p>	<p>“Fitosterol dan fitostanol membantu mengurangi penyerapan kolesterol dari pangan didalam usus jika disertai dengan diet rendah lemak, rendah lemak jenuh dan rendah kolesterol.”</p> <p>「フィトステロールとフィトスタノールは、低脂肪、低動物性脂肪および低コレステロールのダイエットを伴う場合、腸の食物コレステロールの吸収を抑えるのを助けます」</p> <p>条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> • フィトステロールは、食用油のフィトステロール混合物を食用脂肪酸でエステル化することで準備される。フィトステロールの混合物はβシトステロール、カンペステロール、スチグマステロールを最低80%含有していなければならない（重量はコンビネーション） • フィトスタノールは、食用油のフィトスタノール混合物の派生品あるいはクラフトパルプの製造過程で出る副次品を食用脂肪酸でエステル化することで準備される。フィトスタノールの混合物はシトスタノールとカンペステロールを最低80%含有していなければならない（重量はコンビネーション） • スプレッドとサラダドレッシングの場合、1回の摂取につきフィトステロールを最低0.65g含有 • スプレッド、サラダドレッシング、スナックバー、乳酸飲料の場合、1回の摂取につきフィトスタノールを最低1.7g含有 • 機能強調は、その準備に高温過熱を必要としない種類の食物にも有効である • 食品は次の条件を満たさなければならない： <ul style="list-style-type: none"> a. 1回の摂取目安量あたり脂肪総量は最大3gまで、あるいは1回の摂取目安量が50g未満の場合、脂肪含有量は50gあたり3gまで b. 1回の摂取目安量あたり動物性脂肪総量は最大1gまで、かつ動物性脂肪からのカロリー最大15%まで、1回の摂取目安量が100g未満の場合、動物性脂肪含有量は100gあたり1g、かつ動物性脂肪からのカロリーは最大10%まで c. 1回の摂取目安量あたりコレステロール総量は最大20mgまで、あるいは1回の摂取目安量が50g未満の場合、コレステロール含有量は50gあたり20mgまで • 植物性油を含む食品製品の場合、当該の食品製品においてその

	<p>植物性油がエステルステロールとエステルステノールの唯一の源である限り、「フィトステロール」と「フィトスタノール」という言葉を「植物性油のエステルステロールとエステルステノール」に変えることが認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特にスプレッドとサラダドレッシングの場合、「脂肪含有について栄養価情報を参照のこと」という表示を付記することで、脂肪含有量が50g当たり3gを超えることができる。ただし、食物50g中のフィトステロール含有量は0.65g、フィトスタノールは1.7gで変わらない • サラダドレッシングを除き、最低栄養素の条件を満たさなければならない
--	--

(3) 栄養素を含むことの表示

栄養素を「含む」ことの表示については規定が見当たらないが、市場に出ている商品には「含む」表示のものが見受けられ、国家食品・医薬品監督庁の審査を通過していることが分かる。

栄養価情報の表示は、2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909 により、栄養／健康強調食品については義務である。

栄養価情報の表示方法については、2003年国家食品・医薬品監督庁長官決定No. HK 00. 05. 52. 4321に、1回の摂取目安量と1包装の量を表示した上で、この1回の摂取目安量当たりの栄養価と1日当たりのエネルギー摂取量目安（2,000カロリー）に対する割合（％）を表示することとしている。

栄養価情報の記載指針である2005年1月17日付国家食品・医薬品監督庁長官決定 No. HK. 00. 06. 51. 0475（2011年11月16日付国家食品・医薬品監督 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09605で変更）により、栄養価表示ではエネルギー総量、脂肪総量、たんぱく質、炭水化物総量、ナトリウムは表示が義務とされている。

また、2003年国家食品・医薬品監督庁長官決定No. HK 00. 05. 52. 4321では、このほか飽和脂肪、コレステロール、食物繊維、砂糖、ビタミンA、ビタミンC、カルシウム、鉄分、ミネラルの栄養価表示ができるとされている。

一方で2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909 は、栄養／健康強調食品は、次の1回の摂取量当たりの含有量条件を満たさないとならないとも規定している。

- a. 総脂肪 13 g 以内
 - b. 動物性脂肪 4 g 以内
 - c. コレステロール 60mg 以内
 - d. ナトリウム 480mg 以内
- ただし、下に述べるそれぞれの上限は例外。

(4) 栄養素が高いことの表示

2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909 では、プロテイン、ビタミンとミネラル、食物繊維についてのみ、含有度が「高い」（インドネシア語は tinggi）または当該要素「由来」（インドネシア語は sumber）と表示できると規定されている。それぞれのレベルは次のとおり。

栄養素	強調表示	条件
プロテイン	「高い」	固形：100g 当たり栄養表示基準（ALG）の 35% 液状：100ml 当たり ALG の 17.5%
	「由来」	固形：100g 当たり ALG の 20% 液状：100ml 当たり ALG の 10%
ビタミン ミネラル	「高い」	「由来」の分量の 2 倍
	「由来」	固形：100g 当たり ALG の 15% 液状：100ml 当たり ALG の 7.5%
食物繊維	「高い」	100g 当たり 6g
	「由来」	100g 当たり 3g

(5) 栄養素が低いことの表示

2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909は、特定のプロセスを経たことによって当該の栄養素や食品要素の含有度が低下した食品についてのみ、栄養素が「低い」（インドネシア語はrendah）ことを表示できる、と定めている。自然のままでもある食品要素の含有度が低い加工食品がそれを「低い」と強調することは禁止されている。

含有度が「低い」と表示できる栄養素は、エネルギー、脂肪、動物性脂肪、トランス脂肪酸、コレステロール、糖分、ナトリウムの7種。それぞれ「低い」と表示できる範囲は次のとおり。なお、2004年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 05. 5. 1. 4547 により、人工甘味料を使用した食品について低カロリー食品であることの表記が認められている。

栄養素	条件
エネルギー	固形：100g 当たり 40kcal（170kJ）以内 液状：100ml 当たり 20kcal（80kJ）以内
脂肪	固形：100g 当たり 3g 以内 液状：100ml 当たり 1.5g 以内
動物性脂肪	固形：100g 当たり 1.5g 以内 液状：100ml 当たり 0.75g 以内 低トランス脂肪酸の条件も満たすこと
トランス脂肪酸	固形：100g 当たり 1.5g 以内

	液状：100ml 当たり 0.75 g 以内 低動物性脂肪の条件も満たすこと
コレステロール	固形：100g 当たり 0.02 g 以内 液状：100ml 当たり 0.01 g 以内 低動物性脂肪および低トランス脂肪酸の条件も満たすこと
糖分	固形：100g 当たり 5 g 以内 液状：100ml 当たり 2.5 g 以内
ナトリウム	100g 当たり 0.12 g 以内で「低い」 100g 当たり 0.04 g 以内で「非常に低い」

(6) 栄養素を含まないことの表示

2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909は、特定のプロセスを経たことによって当該の栄養素や食品要素の含有がなくなった食品についてのみ、栄養素を「含まない」（インドネシア語はbebas、tanpa、tidak mengandung）ことを表示できる、と定めている。自然のままでもある食品要素を含まない加工食品がそれを「含まない」と強調することは禁止されている。

含有度が「含まない」と表示できる栄養素は、エネルギー、脂肪、動物性脂肪、トランス脂肪酸、コレステロール、糖分、ナトリウムの7種。それぞれ「含まない」と表示できる範囲は次のとおり。なお、2004年国家食品・医薬品監督庁長官規則No. HK. 00. 05. 5. 1. 4547により、人工甘味料を使用した食品についてノンカロリー食品であることの表記が認められる、とされている。

栄養素	条件
エネルギー	液状：100ml 当たり 4kcal 以内
脂肪	固形：100g 当たり 0.5 g 以内 液状：100ml 当たり 0.5 g 以内
動物性脂肪	固形：100g 当たり 0.1 g 以内 液状：100ml 当たり 0.1 g 以内
トランス脂肪酸	固形：100g 当たり 0.1 g 以内 液状：100ml 当たり 0.1 g 以内 低動物性脂肪の条件も満たすこと
コレステロール	固形：100g 当たり 0.005 g 以内 液状：100ml 当たり 0.005 g 以内 低動物性脂肪および低トランス脂肪酸の条件も満たすこと
糖分	固形：100g 当たり 0.5 g 以内 液状：100ml 当たり 0.5 g 以内
ナトリウム	100g 当たり 0.005 g 以内

(7) 商品名、商品ロゴとの関係

ラベル一般指針についての2003年12月4日付国家食品・医薬品監督庁長官決定No. HK. 00. 05. 52. 4321によると、商品名には、その商品の中身を直接連想させるような表現や誇大表現は使用が認められない。

たとえば「高ファイバー・ビスケット」という商品名や商標は認められず、商品名や商標は別の名称で、食物繊維を多く含むことを強調する表示の承認を上条件・手順に従って受けるしかない。

2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909によると、これら栄養／健康強調食品の各種表示は、前述の一般表示と共に、すでに述べた加工食品の登録の際、ラベルの承認プロセスの中で審査される（2.1の（1）参照）。

規則にない構成要素や強調内容を希望する場合は、国家食品・医薬品監督庁に申請し、その検討を受けることが可能である。同庁の食品基準化局へ申請し、書類審査、評価チームによる内容の検討を経て推薦状発行、その上で承認か否かが決定される。評価チームによる内容の検討だけでも最大6カ月かかることになっているが、全体としては、また実際はもっと長い時間がかかることが予想される。費用はコンサルタントによる。

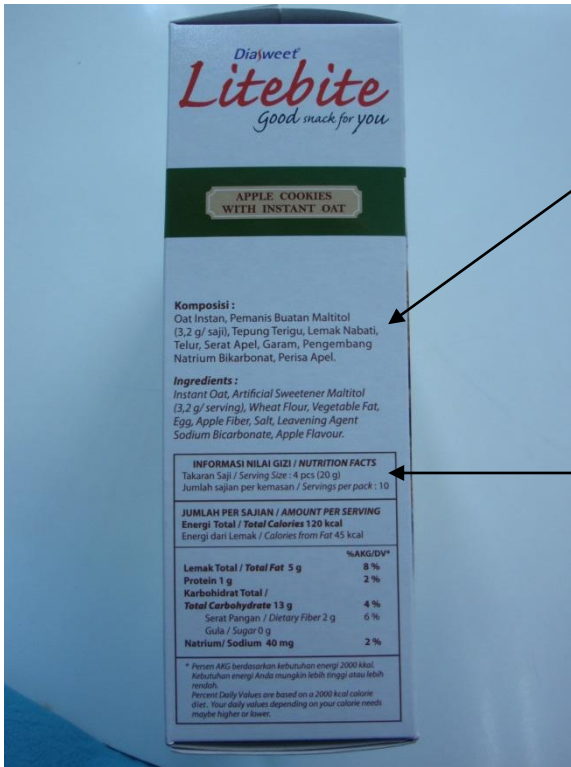
このほか2011年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 03. 1. 23. 11. 11. 09909は、グリセミック指数のレベル表示についても規定している。グリセミック指数が70超で高い、同55から70までは中程度、同55未満で低い、としている。

<表示例>

表面：



側面：



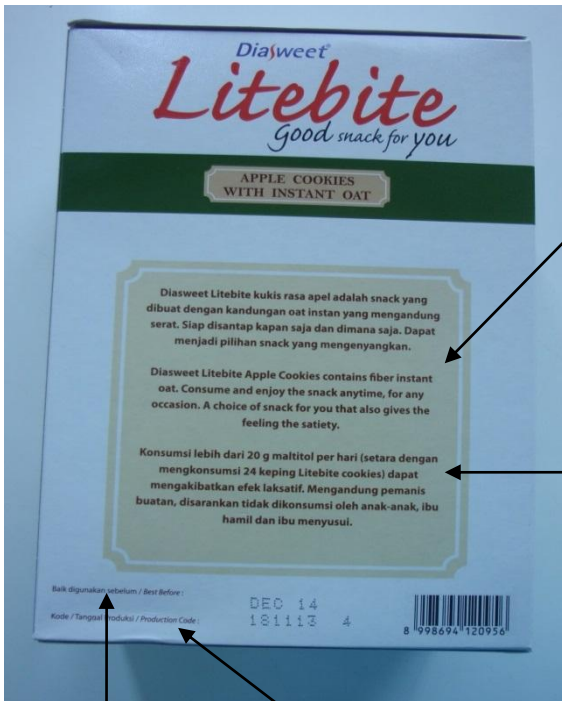
原材料名
 インスタントオーツ、人口甘味料マニトール（1回の提供で3.2g）、小麦粉、植物性脂肪、卵、りんご繊維、塩、ベーキングパウダー、重曹、りんご風味

栄養価情報

1回の摂取量：4個（20g）
 1包装の総提供量：10個
 1回の摂取量のエネルギー総量120kcal
 1回の摂取量の脂肪エネルギー45kcal
 1日に必要なエネルギー
 2,000kcal比の割合

脂肪総量	5g	8%
プロテイン	1g	2%
炭水化物	13g	
食物繊維	2g	6%
砂糖	0g	
ナトリウム	40mg	2%

裏面：



本商品は食物繊維を含むインスタントオーツを加えて製造されたスナックです。いつでもどこでも召し上がれます。楽しいスナックとしての選択肢となりましょう。

（警告文）

1日に20グラムを超えるマニトールの消費は（本商品では24個の消費に相当）軟便を引き起こす恐れがあります。人口甘味料の摂取は、児童や妊婦、授乳中の女性の消費には適しません。

賞味期限

製造日／コード

*本製品については4.4(1)のNo.5参照

3.2 サプリメント

サプリメントの場合は、何よりもまずフードサプリメント (Supplement Makanan) という表示がなされていることで、食品や医薬品との違いが強調されている。

一般的な表示項目としては、2005年国家食品・医薬品監督庁長官規則 No. HK. 00. 05. 41. 1381 に次が挙げられている。

- a. 名称
- b. 形状
- c. 包装サイズ
- d. 原材料名
- e. 製品登録者の名称と住所
- f. 製造者、ライセンス供与者、契約受領者の名称
- g. 医師許可番号
- h. Bets 番号
- i. 賞味期限
- j. 服用方法
- k. 禁忌 (あれば)
- l. 副作用 (あれば)
- m. 医薬品との相互作用 (あれば)
- n. 保存方法
- o. その他 (豚含有、アルコール含有、人工甘味料含有、など)

このほか、規定にはないが、市場に出ている商品を見ると、栄養成分表示が見られる。1回の摂取目安量を示した上で、この1回の摂取目安量に含まれる栄養価と1日当たりのエネルギー摂取量目安 (2,000カロリー) に対する割合 (%) が表示されている。表示できる栄養素は、ビタミンとミネラル28種、アミノ酸13種、キトサンなどその他8種である (詳細は 1.3 (4) の表参照)。

サプリメントの性質上、栄養素の「高い」「低い」「含まない」を表示するものはないが、特定の栄養素を「含む」ことの表示は、効果・効能や用途などと一緒になされている。さらに一歩踏み込んで「VITALONG C」などのように、含まれる栄養素を連想される商品名を使用しているものもある。

フードサプリメントの各種表示もまた、その登録の際、包装の承認プロセスの中で審査される (2.1 (2) 参照)。

<表示例>

表面：



フードサプリメントの表示

商品名

側面 1：



本商品は、カプセル内にビタミンCの微粒子を閉じ込め、これが体内で12時間にわたって段階的に溶けるため、胃痛の心配なくビタミンCの需要を満たすことを助ける、時間から開放されたシステムによるビタミンC 500mgです。特に風邪やインフルエンザにかかっていたり、けがや口内炎を患っている、妊娠中あるいは授乳中、などの身体の免疫力維持や、血液の凝固を助けます。活動が活発で、より多くのビタミンCを必要とする方にも効果があります。

成分：1カプセル中にアスコルビン酸（ビタミンC）500mg含有、1日に必要なエネルギー2,000kcal比の割合55.56%。

用途：身体の免疫力維持を助ける

服用方法：1日1カプセル

内容量：30カプセル

（保存方法）30度以下で保存

（バーコードの下）製造者名と所在地

側面 2：



製品登録番号

Bets 番号

製造年月

賞味期限

<本製品データ>

商品名：VITALONG C、製品名：フードサプリメント、
製造者：Bernofarm Pharmaceutical Company、
価格：34,500ルピア（内容量30カプセル、約305円）
含有効能物質および表示文言は上記参照

4. 市場動向

4.1 概況

インドネシアの総人口は、インドネシア中央統計局（BPS）による2010年のセンサス結果では2億3,764万1,326人、世界第4位の人口を誇る。これは年1.3%のペースで増加するとみられており、2014年は2.5億人に達した計算になる。

これを年齢別にみると、国連の調べ（“World Population Prospects: The 2012 Revision”）では、生産年齢人口層である15歳から59歳までが2010年に全体の60%を超え、文字通りの人口ボーナス期を迎えている（グラフ1）。14歳までの人口率は約30%で、この状況はしばらく続く見通し（ただし、同データは2010年の人口はすでに2.4億人を超えたことになっている）。インドネシア人口・家族計画庁は2014年8月末の国会答弁で「2018年から2030年までに人口ボーナス期のピークに達する見込み」と述べた。

世界4位の人口を抱える大きな国内市場と豊富で安価な労働力を目指して海外からの投資が流れ込んだこともあり、インドネシアは2005年以降毎年6%前後の経済成長を続けており、2013年の国民総生産（GDP）は名目9,084兆ルピア（2014年8月末のインドネシア中央銀行（BI）のレートで換算して約7,753億米ドル）、実質で2,770兆ルピア（同約2,364億米ドル）に達した（表1）。インドネシア中央統計局は、インドネシアは国民総生産金額で2012年には世界177カ国／地域中16位だったとしており、世界5強入りも夢ではない、などという高官発言も聞かれる。

国民1人当たりの国民総生産も2007年以降2桁成長を続け、インドネシア中央統計局は2011年には3,500米ドルを超え、2013年まで3,500米ドルを維持している（表2）。国民1人当たりの所得も、世界銀行のデータによれば2008年まで1,000米ドル台だったものが2009年に2,000米ドル台に乗り、2012年には3,000米ドルに突入した（表3）。

こうした好調な経済成長と国民所得の高まりを背景に、インドネシアの中間層が爆発的に拡大している。2010年のEuromonitor Internationalの報告によると、年間可処分所得が5,000ドル以上の中間層及び富裕層の人口割合は2008年にはすでに39.9%に達した。内訳は、以下のとおりである。

年間可処分所得が1,000米ドルまで	3.2%
同1,000～2,500米ドル	18.2%
同2,500～5,000米ドル	38.7%
同5,000～10,000米ドル	30.8%
同10,000～35,000米ドル	7.9%
同35,000米ドル超	1.2%

また、年間可処分所得が15,000米ドル以上35,000米ドル未満の「ミドル・アッパー層」は2009年に約550万人いるとされ（総人口の約2.3%）、これは2020年には約7,000万人まで10倍以上に増えると、Euromonitor Internationalは見込んでいる。別の報告では、2010年の中間層は総人口の56.5%とするものもある。

ただし、インドネシア中央統計局は2014年4月、各所得層の所得増加率が貧困層で0-2%、中間層で2-4%にとどまっているのに対し、高所得層では8%に達しているとの試算

を発表。これは貧富の差がますます広がることを示していると同時に、中間層の拡大とその消費能力の強化は今後減速する可能性があることも予想している。

ちなみに、インドネシア中央統計局は大雑把に、低所得層と中間所得層はそれぞれ総人口の40%、富裕層は20%に分類している。

中間層の拡大はインドネシア国民の購買力の高まりと歩みを一にしている。世界銀行が2014年5月に明らかにした経済大国報告では、2011年のインドネシア購買力平価は国民総生産比で世界10強入りを果たした、と報道された。

市況的には、購買力の高まりはまずは中間層の食生活を豊かにしたが、さらに余裕ができた中間層は食に飽き足らず、自動車や住宅をはじめとした不動産の所有に走った。2013年の自動車販売は過去最高を記録した。また、不動産投資熱の高まりで、都市部の地価、不動産価格は高騰し、バブル的な状況をみせている。

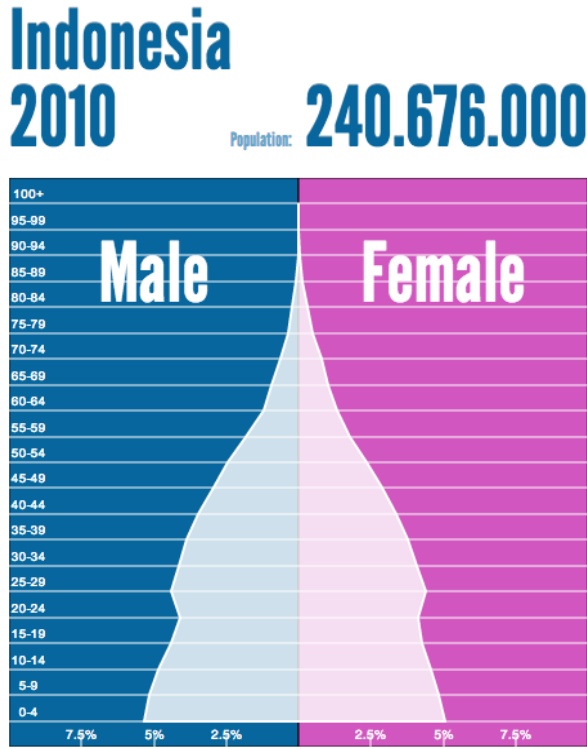
中間層は不動産の次に、食以外のサービスに目を向け始める。2014年5月には、海外旅行をするインドネシア人が増えたためにサービス収支の赤字が増えた、という販売者からするとうれしいニュースが報道されている。インドネシア中央統計局の調べでは、2000年には6割だった食費にかかる国民1人当たりの支出率がその後年々徐々に縮小し、2013年の調べでは50%前後まで縮小している（表4）。

海外旅行のほかにも、教育や健康サービスへの支出が増えている。世界保健機関（WHO）のデータでは、インドネシア国民1人当たりの医薬品支出額は、2003年のわずか18米ドルから2010年には125米ドルに急増したとのことである。2012年の国民1人当たりの医療費支出は112米ドルとの報告もある。

暑さに強くあるためか、熱帯インドネシアの料理はもともと概して油が多く、塩分や糖分も高い。これに加えて、海外からファーストフードをはじめとしたさまざまな食品産業が流入し、インドネシア人の肥満率や生活習慣病率をさらに押し上げている。インドネシア保健省の調べでは、2007年に12%だった肥満率は2010年には倍の21%に急拡大したという。同じころ、高血圧を患う18歳以上のインドネシア人は総人口の31.7%に達したとする世界保健機関などの調べもある。心疾患患者は同7.2%、糖尿病も同1.1%を記録しているという。

こうした状況は、都市部での海外ブランドの病院建設が相次いでいることや、海外の病院での人間ドック・ツアーが人気を集めたりする現象にもつながっている。都市部に林立するショッピングセンターやアパートには必ずと言っていいほどフィットネスセンターが入っており、どこも盛況である。インドネシア特有の食生活や自動車依存の生活が成人病の危険を高めていることは中間層自身がよく認識しているところで、今後も中間層の健康への関心は高まりをみせることであろう。

グラフ1：インドネシアの人口ピラミッド（2010年）



出所：Populationpyramid.net

表1：インドネシア実質国民総生産推移（2002年～2013年）

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
農林、漁業、畜産	233.0	243.1	248.2	253.7	262.4	271.5	284.6	295.9	304.8	315.0	328.3	339.9
鉱業	169.9	168.4	160.1	165.1	168.0	171.3	172.5	180.2	187.2	190.1	193.1	195.7
製造業	419.4	441.8	470.0	491.4	514.1	538.1	557.8	570.1	597.1	633.8	670.2	707.5
電気ガス、水道	9.9	10.4	10.9	11.6	12.3	13.5	15.0	17.1	18.1	18.9	20.1	21.2
建設	84.5	90.1	96.3	103.5	112.2	121.8	131.0	140.3	150.0	159.1	170.9	182.1
商業、ホテル、レストラン	243.4	256.3	271.1	293.9	312.5	340.4	363.8	368.5	400.5	437.5	473.1	501.2
運輸、通信	76.2	85.0	96.9	109.5	125.0	142.3	165.9	192.2	218.0	241.3	265.4	292.4
金融、リース	129.8	140.1	151.2	161.4	170.1	183.7	198.8	209.2	221.0	236.2	253.0	272.1
サービス	139.0	144.4	152.1	160.6	170.7	181.7	193.1	205.4	217.8	232.7	244.8	258.2
GDP	1,506.1	1,579.6	1,656.8	1,750.7	1,847.3	1,964.3	2,082.5	2,178.9	2,314.5	2,464.6	2,618.9	2,770.3
伸び率	4.38	4.88	4.89	5.67	5.52	6.33	6.02	4.63	6.22	6.49	6.26	5.78
石油ガスを除くGDP	1,345.8	1,423.9	1,506.6	1,605.2	1,703.6	1,821.8	1,939.6	2,036.7	2,171.1	2,322.7	2,481.8	2,637.0

(単位：兆ルピア、伸び率のみ%)

出所：インドネシア中央統計局のデータに加筆

表2：インドネシアの国民1人当たり国民総生産と国内総生産推移（2006年～2013年）

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
GDP (百万ルピア)	15	17.5	21.4	23.9	26.8	30.7	33.5	36.5
伸び (%)	4.17	16.5	23.4	11.6	13.27	13.43	9.37	8.88
GDP (US\$)	1,662.6	1,938.2	2,245.2	2,349.8	2,977.0	3,525.2	3,583.2	3,499.9
GNP (百万ルピア)	14.4	16.8	20.7	23.1	26	29.8	32.5	35.4
伸び (%)	19.3	16.8	24.1	11.7	14.09	13.3	9.33	8.72
GNP (US\$)	1591.6	1858.5	2165.5	2267.6	2930.5	3,422.1	3,477.3	3,391.6

出所：インドネシア中央統計局のデータに加筆

表3：インドネシアの国民1人当たりの所得推移（1994年～2013年）

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
	890	1,000	1,110	888	670	580	566	586	596	910
	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	779	887	1,390	1,610	1,325	2,160	2,500	2,920	3,420	3,580

(単位：米ドル)

出所：世界銀行データに加筆

4.2 市場規模

本報告書の冒頭で触れているように、特定加工食品や栄養／健康強調食品は加工食品の範疇内で扱われており、特定加工食品あるいは栄養／健康強調食品のみの市場規模を把握するのは大変難しいため、まずは参考に食品の市場規模をみることにする。

インドネシア食品飲料製造者協会の推定では、2013年の食品・飲料市場は前年比最大10%成長し、773.9億米ドルに達した。特にパッケージ食品部門が力強い需要をみせており、加工食品部門は2006年から2010年までに年平均14.1%の成長を記録し、2010年の加工食品販売は634億米ドルに達したとしている。

ちなみに、2013年の飲料販売量は300億リットルを記録したが、6割は水。飲料市場は年平均8～9%成長とみられている。

一方、2010年のEuromonitor Internationalの報告は、インドネシアの食品小売市場は2009年に600兆ルピアを突破した後、2010年に657兆ルピア（2014年8月末のインドネシア中央銀行のレートで換算して約561億米ドル）を記録。その後は年平均1%未満の成長で2014年は約680兆ルピア（同580.35億米ドル）、2015年は約685兆ルピア（同584.62億米ドル）に達する見込みとしているようで、大きな伸びは見込めない印象である。食品市場は家計における食費支出の伸びに左右されるもので、4.1でみたように、中間層がその消費能力拡大に伴い食への支出はそのまま、食以外の健康などへのサービスへの支出を増やす傾向にあることが、食品市場の成長停滞傾向を招いているものと予想する。

しかし逆に言えば、健康に関心を寄せる消費者の増加により、食品市場における特定加工食品や栄養／健康強調食品の占める比率は引き上げられることが予想できる。ニュージーランド政府のサイトでは、2010年のインドネシアのパッケージ食品市場規模は191億米ドルで、このセクターの成長はより力強く、主要食糧のほか栄養部門では年31%も成長している、と記載されているが、これはその現れといえよう。

また、2020年のインドネシア食品市場は1,925兆ルピア、30年には3,383兆ルピアにも達すると楽観的に推定する報告もある（一般財団法人 食品産業センター『インドネシア食品産業進出可能性調査報告書』）。これは食費支出に加え、人口が順調に増加することによって食品需要も増えることを視野においた計算である。人口増による食品需要増に比例して、特定加工食品や栄養／健康強調食品の需要も伸びることが期待できよう。

国家食品・医薬品監督庁によると、2008年のインドネシアのサプリメント市場は3.13億米ドル。これは、中間層の拡大と国民の健康への関心の高まりで、近年は年平均14%の成長を記録しているという。ただし、2008年の市場全体のうち8割は輸入品で、しかも7割はGNC Live Well、Ultimate Nutrition、Nature's Plusなどの米国製品とのことである。

マルチビタミン市場だけを見ると、マレーシアのサプリメント Appeton の輸入販売会社 PT Biomed によると、2011年のインドネシアのマルチビタミン剤市場規模は月平均2,000億～3,000億ルピア（2014年8月末のインドネシア中央銀行のレートで換算して約1,707万～2,560万米ドル）、うち40%は児童用ビタミン剤が占めた。児童向けビタミン剤が売れていることは、インドネシア市場の特徴の1つと言えるであろう。国家食品・医薬品監督庁は、2010年の児童用ビタミン剤市場規模は4,330万米ドルだったとしている。

医薬品に広げてみると、インドネシア医薬品市場は年平均12-13%程度の成長を遂げており、2012年は50億米ドル相当に達した。サプリメントの場合と状況が異なるのは、

医薬品の約75%がインドネシア製品であること。ただし、原材料の95%は輸入されているという。

一方、ビジネス・モニター・インターナショナルの調べでは、インドネシア医薬品産業は年平均10%の成長を遂げ、市場は今年54.61兆ルピア（2014年8月末のインドネシア中央銀行のレートで換算して約46.61億米ドル）、2015年には62.65兆ルピア（同53.47億米ドル）、16年には69.07兆ルピア（同58.95億米ドル）に達し、20年には100兆ルピア（同85.35億米ドル）を超えると見込まれている。

4.3 主な関連企業

(1) 製造

No.	企業名	取扱品目	規模
1	PT Indofood Sukses Makmur (地場、上場)	即席めん、乳製品、菓子、調味料、栄養食品、油脂製品、小麦粉、パスタ	2013 年売上 57.73 兆ルピア、同総資産 78.09 兆ルピア
2	PT Uniliver Indonesia (外資、上場)	茶、調味料、マーガリン、果汁飲料、その他消費財	2013 年売上 30.76 兆ルピア、同総資産 13.35 兆ルピア
3	PT Mayora Indah (地場、上場)	菓子、コーヒー、栄養食品	2013 年売上 12.02 兆ルピア、同総資産 9.71 兆ルピア
4	PT Nestle Indonesia (外資)	菓子、飲料、乳幼児用食品、栄養食品、シリアル	
5	PT Amerta Indah Otsuka (外資)	大塚製菓のポカリスエットと SOYJOY	
6	PT Djoyonoegoro C-100 (地場)	栄養飲料 YOU C-1000 の製造販売	
7	PT Kalbe Farma (国営、上場)	多くの子会社、傘下会社、他社との契約も通じて医薬品、伝統生薬、健康食品・飲料、医薬品原料、医療機器、アニマル・ヘルス製品、製品検査も。全国レベルのディストリビューション・ネットワークと店舗も有している。	2013 年売上 16 兆ルピア、同総資産 11.32 兆ルピア
8	PT Kimia Farma (国営、上場)	医薬品、ハーブ製品、化粧品、医薬品原料。三共製薬製品などのライセンス生産も。子会社も通じて全国レベルのディストリビューション・ネットワークと薬局も展開している。	2013 年売上 4.35 兆ルピア、同総資産 2.47 兆ルピア
9	PT Tempo Scan Pacific (地場、上場)	子会社や傘下会社も通じて医薬品、栄養食品・飲料、化粧品、消費財	2012 年売上 6.63 兆ルピア、同総資産 4.63 兆ルピア
10	PT Merck Indonesia (外資、上場)	医薬品、化学原料、豪州のサプリメント Evion を輸入	2012 年売上 1.19 兆ルピア、同総資産 6,969 億ルピア
11	PT Bayer Indonesia (外資)	医薬品、ヘルスケア製品、コンシューマーヘルス	2011 年売上 5,940 億ルピア
12	PT Sido Muncul (地場、上場)	伝統生薬	2013 年売上 2.37 兆ルピア、同総資産 2.95 兆ルピア

(2) 輸入

No.	企業名	説明
1	PT Indomaru Lestari	日本・韓国食品の輸入販売。日本からは醤油や料理酒、みりん、味噌のほか、ベビーフードやキャンディ、のり、うどんなどを輸入。本店はジャカルタ、その他バンドンやバリに支店
2	PT Masuya Graha Trikencana	日本食品の輸入販売。日本食スーパーのパパイヤをジャカルタ、バンドン、スラバヤ、バリで展開
3	PT Nutrifood Indonesia	人口甘味料製品の Tropicana Slim シリーズ、高カルシウム・ミルクの HiLo、果汁飲料の Nutri Sari シリーズ、栄養食品の WRP シリーズなど健康食品の製造会社だが、輸入も手がけており、世界 30 カ所に事務所を有する。インドネシアの食品会社で初めて ISO を取得した会社として有名
4	PT Sukanda Jaya	乳製品等の冷蔵流通を行う外資系 PT Diamond Cold Storage の総合輸入販売部門。冷蔵食品のディストリビューターとして始まったが、現在はインドネシアで最大の一般食品・飲料のディストリビューターの 1 つで、全国 17 カ所にディストリビューション・ポイントを持つ。日本食レストランの大戸屋も顧客の一つ
5	PT Natural Nutrindo	米国のサプリメント Wellness のインドネシア総合代理店、同じく米国の Nordic Naturals や Twinlab などのサプリメントも輸入。ジャカルタの本店のほかスラバヤ、バンドン、ジョグジャカルタ、バリに支店、チェーンストア 450 店舗、薬局ばかりでなくクリニックやフィットネスセンターなどを含むその他の販売チャンネル 1,000 カ所、オフィススタッフ 107 人、全国の薬局に配置するセールスアシスタント 700 人
6	PT Guna Nutrindo Sehat	米国のサプリメント GNC Live Well の総合代理店。首都圏のほかバンドン、スマラン、ジョグジャ、スラバヤ、バリに販売網を有する
7	PT Radiant Sentral Nutrindo	米国のサプリメント Nature' s Plus や Nature' s Health などの輸入販売。本店ジャカルタ
8	PT Jaya Sportindo	米国のサプリメント Ultimate Nutrition の公式代理店、サプリメントのほか食品のディストリビューションも手がける。本店は東ジャワ州マラン、このほかジャカルタとバリに支店
9	PT Biomed	マレーシアのサプリメント Appeton の輸入販売。本店ジャカルタ、インドネシアの児童用マルチビタミン剤市場における Appeton の市場シェアは 11%


(3) 小売




No.	企業名	説明
1	PT Matahari Putra Prima (外資、上場)	ハイパーマーケットの「ハイパーマート」、スーパーマーケットの「フードマート」、薬局の「ポストン・ヘルス&ビューティ」を全国 60 県/市に計 222 店舗。2013 年の売上 11.9 兆ルピア、同総資産 6.58 兆ルピア、同総従業員数約 12,500 人、シンガポールのテマセク系の資本が入っている
2	PT Hero Supermarket (外資、上場)	スーパーマーケットの「ヘロー」37 店舗、ハイパーマーケットの「ジャイアン」172 店舗、ミニマーケットの「スターマート」157 店舗、薬局の「ガーディアン」316 店舗を展開。2013 年の売上 11.9 兆ルピア、同総資産 7.76 兆ルピア、同総従業員数約 16,507 人
3	PT. Mitra Adi Perkasa (地場、上場)	傘下の PT. Swalayan Sukses Abadi を通じて、スーパーマーケット「フードホール」を高級ショッピングモール内中心に 24 店舗展開。うち 4 店舗で薬局の「センチュリー」（本表 No.8 参照）、9 店舗で栄養剤 GNC Living Well の専門店が提携営業している。このほか、デパート、ファッションやスポーツ用品、生活用品、玩具、外食の小売も手がけており、全国 59 県/市に計 1,800 超の店舗を有し、総従業員数 21,000 人超、2013 年の売上は 9.73 兆ルピア、同総資産は 7.81 兆ルピア
4	PT. Trans Retail Indonesia (地場)	「カルフル」を、ハイパーマーケット、ミニマーケットの形態で全国 28 県/市に 84 店舗展開し、総従業員数約 11,000 人、2010 年の集客数 7,200 万人。銀行のバンク・メガを中心にマルチビジネス・グループに成長した CT コープ・グループの傘下
5	PT. Lotte Shopping Indonesia (外資)	ハイパーマートとホールセール、さらに最近ではスーパーマーケットを加えたレーベルで「ロッテマート」を全国 17 県/市に 36 店舗展開。ホールセールの「マクロ」を韓国ロッテマート社が買収して発足
6	PT Sumber Alfaria Trijaya (地場、上場)	ミニマーケットの「アルファマート」を全国で 8,500 超の店舗展開し、総従業員数約 7 万人。2013 年の総所得 34.9 兆ルピア、同総資産 10.96 兆ルピア
7	PT Indomarco Prismaatama	ミニマーケットの「インドマレット」を全国で 10,600 店舗展開。インドフードなども有するコングロマリット、サリム・グループの傘下
8	PT. Century Franchising Utama	薬局の「センチュリー」を全国で 350 店舗展開
9	PT Amindoway Jaya Indonesia	訪問販売「アムウエイ」を展開、米国のサプリメント Nutrilite を輸入
10	PT Citra Nusa Insan Cemerlang	訪問販売「CNI」を展開


4.4 商品例

※円価格は、2014年8月末のインドネシア中央銀行のレート1円=112.9731ルピアで換算。

(1) 栄養/健康強調食品

No.	商品名/写真	商品 カテゴリー	輸入者	製造者	価格	含有効能物質	表示文言
1	Nestle Fitnessse 	シリアル	PT Nestle Indonesia	CPW Philippines Inc. (ライセンス生産)	23,900 ルピア (180g、約212円)	大麦、ビタミンA、B1、B2、B6、カルシウム	Low Fat、Source of Dietary Fiber
2	Buavita シリーズ 	果汁飲料	—	PT Ultrajaya Milk Industry (PT Uniliver Indonesia との契約生産)	7,000 ルピア (250ml、約62円)	果汁の種類により食物繊維、ビタミンA、B1、B2、B3、B6、C	果汁の種類により身体を理想的な状態に維持、コラーゲン・ネットワークを維持し皮膚のフレッシュさを保つ、炭水化物のエネルギー化をサポート、鉄分の適用を促進
3	Roma Sari Gandum 	ビスケット	—	PT Mayora Indah	6,000 ルピア (140g、約53円)	ビタミンB1、B2、B6、B12	オーツをそのまま含んだ栄養のあるビスケット

4	SOYJOY シリーズ 	大豆バー	PT Otsuka Jaya Indah (ディストリ ビューターは PT Amerta Indah Otsuka)	V V Food & Beverage Co., Ltd. (中国、 ライセンス生 産)	5,000 ルピア (30g、約 44 円)	イソフラボン	大豆はプロテイン、繊 維、ビタミン、ミネラ ルのような重要な栄養 素を含んでいます。 SOYJOY は大豆粉に乾 燥させた果実を混ぜて 作りました。毎日のア クティビティにお供し ます。
5	Diasweet Litebite シリーズ 	クッキー	-	PT KONIMEX	39,900 ルピ ア (200g、 約 353 円)	インスタント オーツ	No Added Sugar、High Fiber
6	Tropical 	食用油	-	PT Bina Karya Prima	12,900 ルピ ア (1,000ml、 約 114 円)	ビタミン E、オ メガ 3、6、9	インドネシアで初めて の 2 度精製プロセスの 食用油。コレステロー ル濃度のコントロール を助ける非動物性脂肪 酸を含有するパーム食 用油。抗酸化作用のビ タミン E を含みます。

7	<p>Ovaltine</p> 	牛乳含有飲料	-	PT Diamond Cold Storage (ライセンス生産)	4,500 ルピア (200ml、約40 円)	ビタミン A、D、E、K、B1、B2、B6、B12、ヨード、マグネシウム、リン、マンガン、プロテイン、炭水化物	8つのビタミンと4つのミネラルと共に、プロテイン、炭水化物
---	---	--------	---	-----------------------------------	-------------------------	---	-------------------------------

(2) フードサプリメント


No.	商品名	輸入者	製造者	価格	含有効能物質	表示文言
1	Nature's Health Slim Assure 	PT Radiant Sentral Nutrindo	GCI Nu s trients	396,000 ルピア (内容量ソフトカ プセル 60 錠、約 3,505 円)	Clarinol Conjugated Linoleic Acid (CLA)、 Chromium Picolinate、L- カルニチン	食欲を抑え、体重低減 を助ける。
2	Nature's Health Collagen Complex 	PT Radiant Sentral Nutrindo	Vita Tech International Inc.	444,000 ルピア (内容量カプセル 60 錠、約 3,930 円)	コラーゲン、フ ィッシュ・コラ ーゲン、Wheat Grass Concentrate、 ビタミン C	肌にはりをもたせるの を助ける。しわ予防。
3	Nature's Plus Cardio Actin 	PT Radiant Sentral Nutrindo	Natural Organics Laboratories Inc.	624,000 ルピア (内容量カプセル 60 錠、約 5,523 円)	english hawthorne berry、chinese garlic clove、 コエンザイム Q10、ビタミン E	健康な心臓機能をサポ ート。

4	<p>Twinlab Ripped Fuel</p> 	PT Natural Nutrindo	Twinlab Corporation An Idea Sphere Company	612,000 ルピア (内容量タブレット 180錠、約 5,417円)	guarana seed extract、 bitter orange fruit extract、 metabolic fat loss blend	脂肪燃焼による体重低 減を助ける。
5	<p>Nordic Naturals Omega Woman</p> 	PT Natural Nutrindo	Nordic Natural Inc.	600,000 ルピア (内容量ソフトカ プセル120錠、 約5,311円)	オメガ3、 evening primrose oil	女性のポジティブなモ ード、輝く肌と髪をサ ポート。
6	<p>Nature's Plus Ultra RX-Joint TS</p> 	PT Radiant Sentral Nutrindo	Natural Organics Laboratories Inc.	1,584,000 ルピア (内容量タブレット 120錠、約 14,021円)	グルコサミン、 メチルスルホニ ルメタン (MSM)、コンド ロイチン	健康な関節機能をサポ ート。

7	<p>Nature's Plus Acidophilus</p> 	PT Radiant Sentral Nutrindo	Natural Organics Laboratories Inc.	300,000 ルピア (内容量カプセル 90 錠、約 2,655 円)	Citrus Pectin Cellulosa、 Acidophilus	健康な消化と全体的な 健康をサポート。 Acidophilus が腸内フ ローラを正常な状態に 回復・維持。
8	<p>Adem Sari</p> 	—	PT Sari Enesis Indah	10,500 ルピア (内容量 7g×4 包、約 93 円)	ビタミン C	のどの乾燥、口内炎、 唇の乾燥のような体内 熱 (Panas Dalam) の症 状緩和を助ける。
9	<p>YOU・C-1000 シリーズ</p> 	—	PT Djojonegoro C-1000 (ライセン ス生産)	6,000 ルピア (内容量 140ml、 約 53 円)	ビタミン C	ビタミンレモン、 Healthy Inside Fresh Outside、身体の免疫力 を維持。たとえば口内 炎の発症時や歯茎の出 血時、手術後の体力回 復、インフルエンザや 発熱時、皮膚の健康に 必要とされるビタミン C の補給を助ける。

10	<p>Nature's Health Vitamin E</p> 	PT Radiant Sentral Nutrindo	Marine Nutriceutical Corp.	324,000 ルピア (内容量ソフトカ プセル 100 錠、約 2,868 円)	ビタミン E	抗酸化作用
11	<p>Wellness CHITOSAN</p> 	PT Natural Nutrindo	Eckhart Corp	204,000 ルピア (内容量 500mg、 約 1,806 円)	キトサン	脂肪の身体吸収を抑え て体重を低減するのを 助ける。
12	<p>Nature's Plus Garlic</p> 	PT Radiant Sentral Nutrindo	Natural Organics Laboratories Inc.	396,000 ルピア (内容量ソフトジ ェル 180 錠、約 3,505 円)	にんにくオイ ル、パセリ・オ イル	全体的な健康をサポー ト。

13	<p>KukuBima ENER-G シリーズ</p>  <p>The image shows a red and white sachet for KukuBima ENER-G. The text on the sachet includes 'Original', 'KukuBima ENER-G!', 'Ginseng Royal Jelly', 'ROSA! 100%', 'Produk INDONESIA', and 'MINUMAN SUPLEMEN'.</p>	—	PT Sido Muncul	1,000 ルピア (内容量 4.5g、約 9 円)	高麗にんじん、ロイヤルゼリー、タウリン	スタミナとリフレッシュメントの促進を助ける。
14	<p>KRATINGDAEND シリーズ</p>  <p>The image shows two bottles of Kratingdaeng energy drinks. The left bottle is labeled 'KRATINGDAENG' and the right one 'KRATINGDAENG-G'. Both feature the Kratingdaeng logo with two red bulls. The text 'www.21food.com' is visible at the bottom.</p>	—	PT Asia Health Energy Beverages (ライセンス生産)	5,000 ルピア (内容量 150ml、約 44 円)	タウリン	エネルギードリンク、仕事の忙しいときやスポーツ時の体をリフレッシュ。
15	<p>NORDIC NATURALS ULTIMATE OMEGA</p>  <p>The image shows a white plastic bottle of Nordic Naturals Ultimate Omega. The label features the 'NORDIC NATURALS' logo and the text 'ULTIMATE OMEGA', 'Natural Triglyceride Form', and 'Highly Concentrated EPA and DHA'.</p>	PT Natural Nutrindo	Nordic Natural Inc.	630,000 ルピア (内容量ソフトカプセル 60 錠、約 5,577 円)	オメガ 3、EPA、DHA	健康な心臓をサポート。

16	<p>Nature's Plus Iron</p> 	PT Radiant Sentral Nutrindo	Natural Organics Laboratories Inc.	160,000 ルピア (内容量タブレット 90錠、約 1,416円)	鉄分 (大豆アミ ノ酸キレート)	健康な血液、自然なエ ネルギー生産、全体的 な健康をサポート。
----	---	--------------------------------	--	--	---------------------	---------------------------------------

4.5 販売チャンネル

インドネシアにおける食品販売は、広大なインドネシア全体では、市場や自営商店、露天、屋台などの伝統的商場によるものが7割強を占め、スーパーマーケットやミニマーケットに代表される近代的商場は3割程度と言われている。都市部に限れば近代的商場がかなり拡大した印象だが、全国ではいまだ伝統的商場が優勢と言わざるを得ない。

ただし、特定加工食品や栄養／健康強調食品を含む加工食品の販売は、近代的商場が7割前後を占めているとの報告がある。商業施設の事業条件について定めた2013年12月6日付商業大臣規則No. 70/M-DAG/PER/12/2013によると、近代商店にはミニマーケット、スーパーマーケット、デパートメントストア、ハイパーマーケットが含まれるが、このうち食品を扱えるのはデパートメントストアを除く3形態のみ。これらの食品取り扱い量はほぼ同格で、拮抗しているとする報告がある（一般財団法人 食品産業センター『インドネシア食品産業進出可能性調査報告書』）。

特に、インドネシアの都市部では近年ミニマーケットが急増、日系のコンビニエンスストアのインドネシア進出も相次いだ。さっと立ち寄って必要なものだけを購入できる便利さが人気を集めている。まだ陳列の種類は少ないものの、健康食品のような特定買いの場としても適していると言えよう。

さらに2014年6月には、商業副大臣が「低所得層の加工食品消費率が高まっている。村落部で64%、都市部では72%に到達しているが、これはミニマーケットを中心とした近代商店の広がり大きな要因」と発言している。村落部での近代的商場のポジションも見逃せなくなってきた。

このほか、フランチャイズの薬局にも健康食品のコーナーが必ず設けられている。薬局はもともとが医薬品や家庭用医療機器が主体であり、石鹸やシャンプーなどの消費財や化粧品も販売しており、健康食品の販売量としては上の近代的商場に負けるものの、薬局に置いてある食品だから体によいだろうと印象付けられる利点はある。しかし薬局ではむしろサプリメントの販売の方が、売り場スペースとしては大きい。

また、サプリメントの販売で無視できないのが、訪問販売である。インドネシア健康サプリメント業者協会（APSKI）によると、サプリメントを扱う訪問販売会社はすでに30社インドネシアに存在するという。都市部の渋滞はますます深刻化し、新興中間層に多い共働きの家庭では買い物に出る時間が少ない。休日買い物に出るのも、渋滞を考えると億劫になりがち。一方、副収入の獲得に努力するのも新興中間層の特徴で、手っ取り早い訪問販売に身を投じる者も少なくない。会社には必ずと言ってよいほど訪問販売をやっている従業員がいる。商業省が訪問販売を管理する大臣令（現在有効なのは2008年8月21日付商業大臣規則No. 32/M-DAG/PER/8/2008）を出しているのも、訪問販売を利用する消費者ばかりでなく、訪問販売に参加する末端の販売員が増加を続けており、これらを保護する目的があるためである。こうした状況から、特に新興中間層を中心に、訪問販売を経由した健康食品の売買は有望と思われる。

同様の理由から、インターネットを通じた健康食品売買も今後期待が持てる。インドネシア電子商取引協会によると、2013年のネット・ショッピング高は94.5兆ルピア（2014年8月末のインドネシア中央銀行のレートで換算して約80.65米億ドル）、いまだ小売業の1%程度だが、2016年には295兆ルピア（同約251.77億米ドル）に拡大すると見ている。

楽天をはじめとした日系の参入も始まった。電子取引についての法整備は、インドネシアでは始まったばかりだ。

このほか、自然食品店やビタミン剤専門店なども存在するが、店舗数自体が上の近代的商場はおろか、フランチャイズの薬局よりもはるかに少ないのが現状である。自然食品店に至っては、首都ジャカルタにおいても、営業がなかなか長続きしない印象がある。

4.6 店舗インタビュー

中間層以上が集まる南ジャカルタの高級ショッピングモールの地下階、スーパーマーケットの「ヘロー」の隣で営業する薬局「ガーディアン」の大型店舗の店員に尋ねてみたところでは、売れやすいのはビタミンCをうたった商品。風邪や口内炎にかかった人がビタミンCの効果を期待するのが一般的だという。この店舗の近くでは米国系のビタミン剤専門店も営業しているし、またガーディアン内にもビタミン剤のコーナーがあるが、内容量が多いものの1ボトルの価格が20万ルピア（約1,770円）前後と高めのため、食品の延長のように見えるものが価格も手ごろで好まれているようだ。以前はキャンディのように服用できるVITACIMINが人気だったが、最近はレモン1,000個分のビタミンCを含むというのがうたい文句の「You C-1000」シリーズが売れるという。

この消費者意識は、医者にかかれば薬代も含め高くつくと考え、ビタミンCを多く含む食品やサプリメントの食服用で症状が軽くなれば、との考えに基づくもの。ただし、2014年1月から国の国民皆健康保険制度が始まり、医師や薬へのアクセスがより身近なものになることが予想され、ビタミンCへの依存度に変化が起こる可能性もあろう。

口内炎を訴えるインドネシア人によく出会うが、インドネシア人はこれをパナス・ダラム（Panas Dalam、直訳は中の熱）という独特の症状としてとらえる。パナス・ダラムとは体内の熱の一部が外にうまく出せずにたまった状態で、口内炎のほかのどや唇の乾燥などを引き起こす。こうしたインドネシア独特の症状を緩和するためのサプリメントが伝統生薬会社を中心に製造されており、これらも消費者にとってはなじみ深い製品のようなのである。Adem Sariはその代表格。

他にもマスック・アングイン（Masuk Angin、直訳は風が入る）といって、エアコンや扇風機の風に直接当たるとその風を受けた体の部分に風がたまったり、空腹をそのままにしておくと体内に風がたまり、体の該当部分が凝ったり、頭痛、悪寒、吐き気、下痢などもよおす、やはりインドネシア独特の症状があるが、こちらはサプリメントではなく、サプリメントと同じ陳列台に並んでいる包装された伝統生薬を服用する。

ビタミン剤では、貧血予防のサプリメントも主力商品の1つとのことであった。ただし、こちらもやはり、鉄分のビタミン剤を1ボトル購入する客は珍しく、10カプセルが1シートになったような商品が好まれているようだ。

上記のような商品の購入は単発的であることが多いのに対して、糖尿病や高血圧を患う人向けの商品の購入は、これら疾患の慢性的な性格からリピーターが少なくなく、店としては恒常的に売れやすい商品との位置付けとのことだった。砂糖を使わず人口甘味料で甘さを加えたクッキー「Litebite」などがよく知られている商品とのことである。ただし、価格は一般の菓子に比べて少し高めの印象である。価格は、上記4.4、下記6.などを参照。

5. 流通経路

現代的商場へは、メーカーや輸入業者から、これらが契約するあるいは自前のディストリビューターに卸された後、このディストリビューターからスーパーマーケットやミニマーケットなどの近代的商場へ販売される。協力するディストリビューターの持つ流通経路が広範囲かつ有力であればあるほどよいだろう。

伝統的商場の場合は、メーカーや輸入業者から、これらが契約するあるいは自前のディストリビューターに卸された後、グロシール（Grosir）と呼ばれる卸業者または中間流通業者に卸される。グロシールは1事業者でなく、グロシールがさらに下のグロシールに卸す場合もあり、複数の層になっていることも少なくない。また、グロシール間で商品を交換したりすることもあるそうである。自営商店や露天、屋台などは、これらグロシールから商品を調達する。

従って、メーカーや輸入業者、ひいてはディストリビューターにとっては、どれだけ適切なグロシールをつかんでいるかが鍵になる。しかし実際には、グロシール間の取引が不明瞭であったり、自営商店や露天、屋台が知っている商品しか購入しないことがあることから、メーカーや輸入業者、あるいはディストリビューターは、グロシールを経由せず直接、自営商店や屋台などを回り、新商品のアピールや商品管理を行っている日系企業も少なくないようである。

流通日数や費用、マージンなどは、広大なインドネシアにおける小売地点、グロシールの構図、などによりまちまちである。

図1：近代的商場への流通経路例

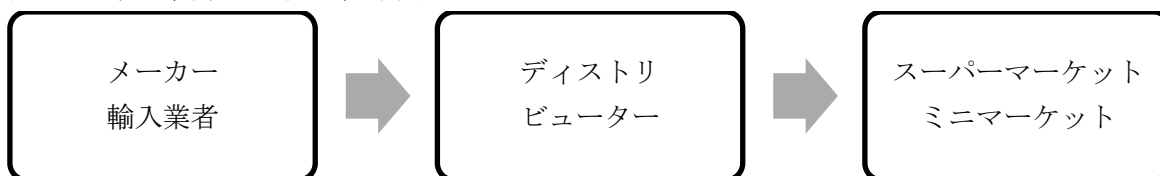
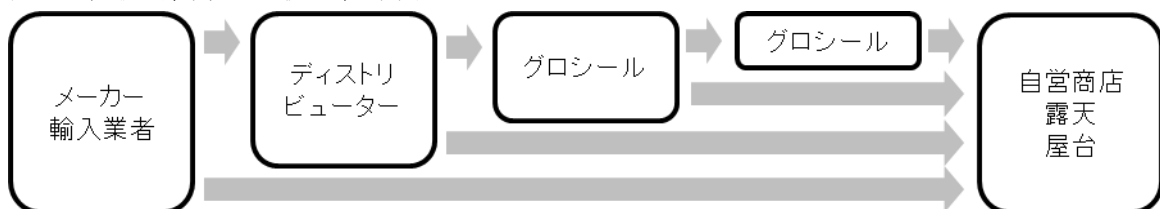


図2：伝統的商場への流通経路例



6. 失敗・トラブル例

食品にしてもサプリメントにしても、とにかく国家食品・医薬品監督庁への製品登録手続きが煩雑で、時間も費用も予想以上にかかる。このことから、2008年ごろは登録完了を待たずに商品を市場に流通させ、その結果日本から輸入された食品が国家食品・医薬品監督庁の抜き打ち市場検査で軒並み回収される時代があった。

現在は通関時の管理も厳しいため、未登録の製品が輸入されて店頭に並ぶことは、こと日本製品に関しては稀であるが、製品登録手続きの煩雑さは、電子登録になって改善はしているものの、まだまだみられる。上でも述べたが、製品登録はラベルのデザインや包装の種類、成分ごとに行うため、パッケージの刷新や製品のモデルチェンジの都度、この煩雑な登録手続きを行わなければならない、手続きが遅れて店頭から商品が一時消えるような状態は、輸入品、国内生産品の別なく、頻繁に起こっている。

また、製品登録は5年しか有効でなく、更新／再登録をしないとないが、この時も同じ問題に直面する。

また、健康に関心を持つ消費者の中には、副作用対策として食品の原材料やサプリメントの成分まで注意を払う者も少なくない。PT Merck Indonesia が2008年、貧血予防の効果をうたうサプリメント Sangobion（価格：13,900ルピア、約123円、内容量10カプセル）の主要成分 Ferrous Gluconate 2 Hydrate の調達を、低価格を理由にそれまでのドイツのサプライヤーからアジアのサプライヤーに変えた際、Sangobionの消費者から「これまでと同じ品質を保ち、安全性を維持できるか疑問だ」と、インドネシア最大の大衆紙に投稿されたことがある。この消費者は、Sangobionの服用後に歯に黒い斑点ができたとする、ある消費者の苦情文書を添付していた。

変更後のサプライヤーがアジアの中でもインドあるいは中国のサプライヤーであった点も、この消費者にとっては問題の1つだったように思われる。中国での食品等の偽装問題はインドネシアでも広く伝えられるところで、中国製品に対し疑いを持っている消費者は存在する。こと健康に関しては、この点も注意すべき問題と思われる。

健康食品調査（インドネシア）

2014年12月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） ジャカルタ事務所、農林水産・食品調査課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel : 03-3582-5186 E-mail : AFC@jetro.go.jp
